

平成31年3月第1回八街市議会定例会会議録（第2号）

1. 開議 平成31年2月20日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 小川 喜敬
- 2番 山田 雅士
- 3番 小澤 孝延
- 4番 角 麻子
- 5番 鈴木 広美
- 7番 小菅 耕二
- 8番 石井 孝昭
- 9番 桜田 秀雄
- 10番 林 修三
- 11番 山口 孝弘
- 12番 小高 良則
- 13番 川上 雄次
- 14番 林 政男
- 15番 新宅 雅子
- 16番 加藤 弘
- 17番 京増 藤江
- 18番 丸山 わき子
- 19番 小山 栄治
- 20番 木村 利晴

1. 欠席議員は次のとおり

- 6番 服部 雅恵

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	鵜澤広司
総務部	長	大木俊行
市民部	長	和田文夫
経済環境部	長	黒崎淳一
建設部	長	江澤利典

会 計 管 理 者	廣 森 孝 江
財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	吉 田 正 明
高 齡 者 福 祉 課 長	田 中 和 彦
下 水 道 課 長	中 村 正 巳
水 道 課 長	山 本 安 夫

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	片 岡 和 久
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 次 長	村 山 のり子

・連絡員

教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃
-------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 会 事 務 局 長	内 海 洋 和
-------------------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	片 岡 和 久
-----------------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	岡 本 裕 之
副 主 幹	中 嶋 敏 江
副 主 幹	小 川 正 一

主	査	補	嘉	瀬	順	子	
主	査	補	吉	井	博	貴	
主	任	主	事	武	井	義	行

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第2号）

平成31年2月20日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（木村利晴君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、議事運営の能率を図る上から、発言者は質問事項をなるべく簡明に示すとともに、答弁者は質問内容を的確に把握され、明確な答弁をされますよう、特にお願いいたします。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申し合わせにより、お手元に配付の一般質問通告書のとおり、会派持ち時間制で行います。

傍聴の方に申し上げます。傍聴人は、傍聴規則第8条の規定により、議事について可否を表明、または騒ぎ立てることは禁止されています。なお、議長の注意に従わないときは、地方自治法第130条の規定により退場していただく場合がありますので、あらかじめ申し上げます。

順次質問を許します。

最初に、やちまた21、林政男議員の代表質問を許します。

○林 政男君

やちまた21の林です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回の代表質問は、全て八街市総合計画2010に基づき、いろいろな角度から質問をさせていただきます。それを踏まえて質問をさせていただきます。

質問の第1は、職員研修制度の充実についてであります。

私たち議員はさまざまな視察研修を行っておりますけれども、先進市を訪れて研修をしております。私たちやちまた21は、テーマごとに設定して視察研修を行うようにしております。例えば、人口減少を食い止めるためにはどのようなことをしたらいいのか。それで、議員として何を学び、何を市当局、あるいは職員に働きかけるか。例えば、徳島県の神山町は、非常に山間部でございますけれども、その古民家を改修して、そこにICタグ、要するに、プログラミング、そういうものを神山町で行っております。人口が極端に減ることから、横ばい、もしくは微減の状態になっております。

島根県の海士町は、やはり村おこし、町おこしということで、若者にどんどん移住していただくということで、やっぱり人口減少の速度が鈍っております。

先頃お邪魔した静岡県浜名湖の西にあるところで、ここはやはり若者を大事にするということで、若者の意見をどんどん取り入れて人口減少を食い止めるという考え方です。

さらにお隣の愛知県の新城市では、子ども議会というよりも若者議会というものを立ち上げて、約1千万円の予算で、その子どもたちの提案に対して市当局が答えて、政策を実現していくということで、子どもたちも非常に若者もやる気があってやっておりました。

また、2020年に、学習指導要領の改訂を受けて、英語教育が随分変わります。大阪の寝屋川市では、八街市も先頃朝陽でやりましたが、英語のキャンプです。これを恒常的にやっております、ALTをアシスタントではなくて正規の職員のように扱って英語教育を推進している、そういう事例を学んでまいりました。

あるいは、駅前開発の成功事例では、岩手県の盛岡市の隣に紫波町というところがあるのですが、ここにオガールタウンというまちを作っているのですけれども、ここはほとんど人口が横ばい、もしくは微増のところでございます、町が主体的に街づくりをリードすることで、成功事例。全国でも成功事例というのは幾つもないところがございますけれども、ここは大変成功したというふうになっています。

もう1つ、八街市に文化会館をとということでいろいろ働きかけをしておりますけれども、先頃の子ども夢議会でも、文化ホールがあつたらいいなというような質問がありました。岐阜県の可児市というところにa1aという文化ホールがありますけれども、これは全国一の稼働率を誇っております。75パーセントの稼働率です。それから、大型の1千200人のホールも50パーセントの稼働率です。小さな音楽的な部屋は100パーセント近く稼働しているということで、全国一の稼働率を誇っているところでございます。そんな可児市の文化会館の建設までの道のり、あるいは、それを運営する、そういうノウハウを学んでまいりました。

そのほか、いろんな事例を学んでおりますけれども、いつも感心するのは、担当職員の情熱、見識に私たち議員も唖然とするほどの勢いで語りかけてまいります。八街市の職員も情熱は決して負けないと思いますが、研修は不足しているものと感じております。もっと八街市の職員を外部研修に出して、見識と人脈を広げてほしいと願っております。

そこで、今、職員研修制度の充実についてはどのようになっているかを伺います。現在の研修制度の状況と、あわせて、今後の研修計画についてお聞かせ願います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

毎年実施している研修につきましては、総務課などが主催する庁内研修と、外部の研修機関が実施する職場外の研修への参加が主な研修となっています。庁内研修につきましては、職員が講師として行った新規採用職員研修や税に関する研修などと、外部講師に委託して実施した人事評価制度評価者研修などの研修を実施しております。

職場外の研修につきましては、印旛郡市広域市町村圏事務組合が主催する新規採用職員研修、初級職員研修、中級職員研修など、各階層で必要とされる実務能力の向上を目指した研修、千葉県自治研修センターが主催する課長研修、課長補佐研修などの管理職の資質向上に向けた研修、並びに、税務事務研修、法制執務研修など、専門的な知識や技能等の向上を図るための研修に参加しております。また、今年度から職員が有志のグループを形成し、自主的に研究を行う活動及び、他の職員に対し講義などの方法により行う勉強会活動に対して、自主研究活動支援要綱を策定し、支援していくこととしており、職員の主体的・創造的活動の促進と自己・相互啓発、意欲の高揚に効果が上がることを期待してございまして、今年度は2件

の勉強会を開催いたしました。なお、今年度は、多くの職員が研修を受講できるよう、職員研修費を増額したところでございます

○林 政男君

答弁ありがとうございます。

確かに、前年度より研修費はアップしておりますけども、私に言わせるとまだまだ物足りない。上がっていて大変いい傾向だというふうに認識しております。

今おっしゃられた、総合的ないろいろな研修を受けてですけど、例えば、納税課で一番難しいものは、財産の差し押さえをするときに、それを評価していかなきゃいけない。この辺の人員というのは一朝一夕にできないと言われております。人事異動がありますから、なかなか1人の人がずっとその場にとどまることはできないと言われてですけど、その辺の研修についてはどのようにお考えでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

今言われたとおり、研修に参加するということは大変な重要なことでございまして、特に、専門的なもの、今言われたように納税関係とか、こういうものについては短期間ではなかなか覚えづらいと。覚えた職員が1、2年で異動してしまったのでは何にもならないということで、今後の研修については検討していかなきゃいけないところもございまして。実際に、税のところにつきましては、県の税の担当の方に研修に行かせたりとか、昨年度、1人を行かせておりました。その者が帰ってきて、研修の内容について、課の中で、他の職員についての、また、課内の研修みたいな形で行って、ノウハウを引き継いでいるという形でございまして、それにつきましては、今後の研修の参加につきましては十分検討させていただきたいと思っております。

○林 政男君

そのほか、例えば、不法投棄とか、そういうGメン、そういうものの研修についてはどのように今のところはなっていますか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

各課におきまして、専門的な研修は県や国を通じて行われているものと思われまして。それについては、参加できるものにつきましては積極的に参加させていただいておるところでございます。

○林 政男君

今年からかなり職員の派遣、あるいは、研修については力が、前にやっていないとは言いませんけども、さらに踏み込んでやってくれるというような先ほどの市長の答弁でした。引き続きその姿勢を大事に頑張りたいと思っております。

そこで、質問の2番目は、国、県の出向者の増員についてでありますけども、現在、国、県の出向者はどのようになっておりますでしょうか。それから、今後の出向計画についてはどのようになっておりますでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国、県への派遣研修につきましては、現在、千葉県に研修生を派遣している状況でございます。以前より千葉県への派遣は実施しておりますが、平成25年度からは毎年派遣しており、今年度までの実績としましては、総務部市町村課へ5名、県土整備部道路整備課へ3名、総務部税務課へ1名、総合企画部政策企画課へ1名となっており、今年度は、市町村課と道路整備課に1名ずつ派遣している状況でございます。千葉県への研修につきましては、県での実務を経験することで、地方行政全般の知識を深めるとともに、県及び他市町村の状況を把握し、視野を広げるなど、能力向上を期待するとともに、研修終了後の本市において、業務の進め方や、あるいは手法の活用など、派生効果にも期待しているところでございます。そのほか、研修としての派遣ではございませんが、千葉県後期高齢者医療広域連合や北総中央用土地改良区、印旛衛生施設管理組合、及び印旛郡市広域市町村圏事務組合への派遣実績がございます。今年度は、千葉県後期高齢者医療広域連合に1名、北総中央用土地改良区に2名を派遣しており、千葉県への派遣と同様な効果も期待しているところでございます。

○林 政男君

平成25年からかなりの人間が派遣されるようになっておりますけれども、私にとってはまだまだ物足りないかなというふうに認識しております。というのは、担当の部署の方はわかるかと思うんですけども、執行されて、県と八街市のパイプ役をやっていただいた職員はおやめになりました。せっかく八街市と千葉県の関係を築いたのが一瞬にして、たまたまその方しか執行していなかったものですから、それで切れてしまったと。今回、毎年恒常的に受けることによって、その辺が解消されるのではないかと思いますけれども、千葉県にこれだけ出ているのですが、国の方の執行計画はないのでしょうか。全国いろんなところにお邪魔すると、今、私は国の方に執行して戻ってきましたよという方がかなりいらっしゃいますけど、八街市としてはそういうお考えはないのでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

確かに、県内他市町村においては、国とかへ執行されている市町村はございます。残念ながら、八街市については、現在、執行等はされておきませんが、国、県、これは民間の企業、幾つか、例えば、市町村アカデミーとか、地域活性化センター等もありますので、研修の効果を検討しながら、人材育成等につながる研修先を十分検討させていただきたいと考えております。

○林 政男君

やはり、パイプというのは大事だと思うんですね。

お隣の山武市は、市町村合併のときに総務省から副市長がお見えになりまして、それから、財務省、オリンピックを招致するときには、副市長のパイプでオリンピックの委員会と直接話をされて、今、誘致が決まったようにお聞きしております。副市長は八街市に、地方自治に、いろんな現場をご視察というか、見られておると思うんです。また、さまざまな八街市のイベントにも積極的に参加されて、姿をたびたびお見かけするんですけども、八街市に赴

任されまして、八街市の職員の研修とか、そういう観点から、どのような認識をお持ちなのか、お聞かせをお願いしたいと思います。

○副市長（鵜澤広司君）

ご指名でございますので、私の方で。

職員の皆さんにつきましては、非常に真面目に仕事に取り組んでいただいていると。一方で、私は県で市町村課にもおりまして、いろんな市町村の職員の方々と触れ合っていましたけれども、法令の根拠を大事にするということを、市町村課におりましたときには、各市町村の皆さん方をお願いしておりました。慣例的に仕事を片付けるのではなく、法令の根拠を確認し、住民の方々に義務を負っていただかないところは自信を持って法律の根拠を説明し、そして、その法律の根拠を理解した上で行政を進める。この部分が揺るぎますと、住民の方の信頼を失うということがありますので、その部分について非常に意識をしてやっていただきたいというふうに思っております。八街の皆様方は非常に真面目に取り組んでくださっておりますが、日常の業務に追われている中では、法令の根拠確認などでやや弱い部分も時折はあるのかもしれないと。それは、ここ八街に限らず、全ての市町村で全職員にまでそれを行き渡らせるのはとても大変なことでございますので、議員ご指摘の研修の重要性というのはどの市町村、どの団体においても非常に重要なものであるというふうに思っております。その上でいろいろなパイプを築くという趣旨で、いろんな団体に出るということ、これについても、私も今、八街に来させていただいておりますし、過去には、当時、通産省、今は経済産業省になっておりますけれども、そちらに行ったり、ほかの団体に派遣させていただいたこともございます。その中でできた関係というのは、各団体団体というよりは、人と人との付き合いとしてできてくる部分があるというのも、まさしくご指摘のとおりでございますので、機会があれば、ただやみくもに行けばいいわけではなくて、やはり、市にとってプラスになる部分がある交流、こういうものを意識しながら検討していければよろしいのかなど。

ちょっと私見が入っておりますが、以上です。

○林 政男君

副市長、ありがとうございます。副市長はマイスのプロですから、八街市にせっきく副市長でお見えになっていただいたので、ぜひその知見を生かして、これからの八街市の街づくりにその知見を職員に授けていただきたい。やっぱり、八街市の職員にとってはチャンスではないかというふうに私は認識しております。それこそ、形式的な交流にとどまらず、副市長のいろんなノウハウを職員に貪欲に吸収していただきたいというふうに思っております。

次に、街づくりについて伺います。

現在の八街市は着実に懸案を処理しております。直近では、小中学校全校の空調設備の整備です。国の後押しもあり、2019年度中に全ての小中学校にエアコンが入る運びになりました。明治維新のとき、長岡藩の小林参事のあれではありませんけれども、八街市の今の財政状況の中で、やっぱり米100俵に値するのではないかというふうに私は認識しております。

明日を担う子どもたちは八街市の宝だというふうに認識しておりますから、この決断は後世にも、あのときこういう決断があったというふうに伝えられるのではないかというふうに思っています。

北村市長は、市長選の公約の中で、すぐできるもの、明日できるもの、10年後にできるもの、30年後にできるものを見据えて今後の市政に当たっていくとおっしゃいました。例えば、その観点から言うと、八街駅北口の市有地の活用、あるいは、解体後の第二庁舎建設の道のり、あるいは、八街バイパス以後の道路行政、その他の長期ビジョン、2015八街市の総合計画によりますと、平成32年度から平成37年度までの実施計画を策定するという運びになっておりますから、そういうことをやっていく場合には、やはりシンクタンクが必要ではないかというふうに認識しております。八街市の今後の街づくり構想、計画を立案するためにはシンクタンクが必要だと思われませんが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在の自治体を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化の進行や、それに伴う人口減少社会の到来を迎え、この局面を克服するため、地域の特徴を生かした魅力あふれる街づくり、地方創生の推進が重要となっております。このような魅力あふれる街づくりを推進し、人口減少の抑制と地域経済の活性化を図るため、本市では平成27年度に八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、各種施策を推進しているところでございます。総合戦略に掲げる施策を検討するに当たっては、担当部署のみの検討では現在の市民ニーズや地域の課題等に対応した施策の検討は困難であることから、横断的な庁内組織を設けるとともに、政策の提案等の機能、役割を担う産業界、行政、大学、金融機関、労働団体やマスメディア等々の方々に構成する八街市まち・ひと・しごと創生本部有識者会議を設置するなど、多方面からの視点で施策の検討を行ったところでございます。行政運営は福祉、環境、農業、商工業、道路、防災、教育など多岐にわたり、これからの街づくりには各分野に関する政策形成力を高めることが重要となります。このことから、平成29年7月には、八街市協働街づくり条例に基づき、八街市市民政策提案制度を創設し、市民等の自由な発想、知識、技術、経験等を街づくりに生かす取り組みを進めており、また、市職員1人1人の政策形成能力を高め、市政に生かすことが必要であることから、現在実施している庁内研修や外部機関への派遣研修については継続しながら、全国市町村研修財団が運営する市町村アカデミー、国際文化アカデミーなど、研修などへの派遣研修についても検討しつつ、職員研修等を通じて、職員能力の開発に努めるなど、市民や専門分野の方々、職員等が一体となり地域の課題解決に努め、魅力ある街づくりを推進しております。シンクタンクということをごさいますと、実は、林政男議員に今質問されたところでございますけれども、先般、斎藤修千葉大名誉教授が座長となっておりまして、メンバーは岩手大学農学部教授、あるいは、京都大学教授、あるいは、千葉経済大学教授、あるいは、農水省関係では、水産局技術課長さんや農水省統計分析官、あるいは、消費安全局農産安全管理課、あるいは、農水省大臣官房広報課等の方々を会員に

なっている東雲会というものに私も参加してくれないかということでお声がかかりました。こうした方々との交流は大変八街市にとりましても大きな意義があろうかと思っておりますので、私も会員に登録したところでございます。そうしたことも1つの勉強会でございますので、積極的に八街市のために参加してまいりたいということを申し添えるところでございます。

○林 政男君

今、市長の答弁でありましたように、積極的に市長としては東雲会に入会されて、いろんな角度からそのノウハウ、あるいは、知見を得たいということでございましたけれども、さらに進めて、庁内については、市長のお考えはよくわかりましたけれども、庁内については、派閥じゃなくて、課横断的な、そういう組織的なものを構築するお考えはあるでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

これにつきましては今後の検討だと思っておりますが、今、市長が述べましたとおり、シンクタンク創設の考えにつきましては、今現在はちょっとございませませんが、担当課、関係課の連携を図る意味から、組織的なものを立ち上げた中で検討させていただきたいというふうに考えております。

○林 政男君

言葉尻でよくわからないですけど、組織を立ち上げるということですか。これは、どのような組織になって、いつ頃立ち上げる予定なんでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

時期的なものについては申し訳ないですけど、例えば、プロジェクトチームとか、そういう形のものを立ち上げさせていただきたいというふうに考えております。

○林 政男君

P T Aとかでワーキンググループを今、立ち上げるという話です。時期的なものはちょっとわからないですけど、今年度中に平成は変わりますね。2019年度や2020年度中とか。ロードマップが必要ではないかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

確かに、均一的なものを切りながら進めていかなければならないというふうに考えておりますが、今言われたとおり、早い段階でのそういう組織的なものの立ち上げをさせていただきたいというふうに考えております。

○林 政男君

早く立ち上げていただけるということなので、それとは別に、ちょっと具体的な話をお聞きしたいと思います。

八街駅北口の市有地の活用については多面的な検討が必要だと思うんですけど、この市有地の活用については、どこのセクションがどのように考えて、どのように思われているのでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

八街駅の北側の用地ということでしたが、これだけに限らず、市内には多数の市有地がございます。あと、来年度は第二庁舎を解体いたしますが、解体跡地の活用とか、この辺も含めまして、平成31年の4月に組織を立ち上げますので、その中で検討をさせていただいて、今後の活用方法も含めた形での検討をさせていただきたいと考えております。

○林 政男君

そうすると、今おっしゃられたように、第二庁舎の解体後の道順というか道のりについては、平成31年度中に組織を立ち上げて検討をなさるということですが、その解釈でよろしいですか。

○総務部長（大木俊行君）

とりあえず急いで、例えば、第二庁舎の跡地に何かを造るということではございません。全体的な流れから、例えば、必要とするものがどういうものが必要なのか。例えば、民間の活力を利用した形で、市民の方々を含めて、民間の力をかりて、どういうものがいいのか、どういう方向で進めた方が市としてよろしいのかということの意見を聞きながら、我々が作った市の組織だけではなく、第三者的なものも入れて検討させていただきたいと考えております。

○林 政男君

市長は常々、市民の要望の一番多いものは、道路を何とかしてくれということですが、八街バイパスは先が見えてまいりましたよね。現在、下水道とか水道の布設を行っております。それが完了すれば、上の方はあつという間にできるというふうに私は認識しております。今現在、県の方で、あるいは市の方で鋭意、下水道と上水道のアンダーグラウンド、バイパスを横切る、一生懸命やっておりますが、もうちょっとでできるというふうに認識しておるのですが、この後、担当部長としては、道路行政について、今、市が抱えているのは、住野の十字路の改良、あるいは、合同線については、佐倉とコラボレーションして、最終的に夕日丘地先から佐倉の第三工業団地地先をやるということですが、その辺の長期的なビジョンとしては、建設部長としてはどのようにお考えでしょうか。

○建設部長（江澤利典君）

今、議員がおっしゃいましたように、まず、八街バイパスの全線早期開通ということで、今、県の印旛土木事務所と連携を図りながら、事業を実施しているところでございます。これが終了して、また、これの後に、バイパス完了後については、今、林政男議員がおっしゃいましたように、住野の十字路関係、要は、409号線の渋滞を解消するための交差部の改良ということで、邁進していきたいというふうに考えております。また、市の方でも、主要交差部の市道においてですが、交差部分の交通量調査も今年度実施しております。その辺の状況を踏まえた中で、国・県道については、今言ったような路線を重点的に、交差部の改良ということで進めておきますけども、市道におきましても、その補完をする市道においては、今後、交通量調査の結果に基づいて、いろんな面で総合的に判断した中で、市道の整備も今後、長いビジョンにはなるかもしれませんが、整備をしていきたいというふうに考えて

おります。

○林 政男君

八街バイパスが完成の暁には、八街十字路の交差点改良についても視野に入れるというふうな、前にそういう文書を拝見したことがございますけども、八街十字路を長期的な改良の中に、部長の頭の中には入っているのでしょうか。

○建設部長（江澤利典君）

いろんな面で、八街十字路についても、バイパスができ上がると、その交通量の関係も当然変わってくると思われれます。そうした中で、八街409、横芝線との八街十字路におきましても、今後、その状況を判断しながら、交差点の改良事業については推進していきたいというふうに考えております。

○林 政男君

この件で最後にもう1つ。先ほどちょっと岐阜県の可児市の例を出しましたけども、中央公民館でいろんな行事に参加するのですが、文化会館が八街だけありませんよねと周辺からよく言われるのですけども、これは教育長の分野になるのでしょうか、文化会館というと。どちらかはわからないですけど。文化会館についてはどのようなビジョンで議員は理解したらよろしいか、熱い思いを語っていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

文化会館につきましては、まず、どのような施設が使いやすいのか。まず、使用する側の立場の意見をよく聞きまして、まず、これから実施します中央公民館エリアの活用方法といたしますか、公民館の整備の中で、どのような方法がよいのかを考えてまいりたいと思っております。

○林 政男君

引き続きよろしく申し上げます。

最後に、スポーツ施設についてお伺いします。

子どもたちのスポーツの交流大会、そういうものが盛んに行われておりますけども、他の市町からお見えになったときに、私の方の耳に届くのは、トイレを何とかしていただけないかということが一番多いです。近くコンビニとか、そういうところに行かれる方が多いわけですけども、この辺の各種施設のトイレの水洗化整備状況について、お聞かせ願います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

現在、市で管理しております運動場は、中央、南部、北部、東部、西部グラウンドと榎戸サッカー場の6施設です。水洗式トイレを設置している施設は中央グラウンドと北部グラウンド、簡易式水洗式トイレを設置している施設が東部グラウンドと榎戸サッカー場です。南部グラウンドにつきましては、平成31年度に水洗式トイレの設置を予定しております。残りの西部グラウンドにつきましては、簡易式水洗トイレの設置について検討を行ってまいりたいと考えております。

○林 政男君

ありがとうございます。

西部グラウンドについては南部の次に整備をしていただけるものというふうに解釈してよろしいですか。検討しますというのは、整備しますということによろしいでしょうか。

○教育次長（村山のり子君）

ただいまの答弁ですが、西部グラウンドにつきましては、簡易式でございますが、水洗化にしたいと考えておりますので、今後、そのような設備ができるように協議してまいりたいと考えております。

○林 政男君

いつ整備するか、ちょっとはっきり今の答弁ではわからなかったのですが、よろしくお願ひします。

続いて、中央グラウンド、あるいは、南部グラウンド、北部グラウンドですが、野球場となると、中央グラウンドが八街市の中では中枢というか、本当に中央のグラウンドなんです。また、子どもたちのあこがれのグラウンドなんです。南部グラウンドについても、多くの社会人の方が利用されたり、あるいは、子どもたちも利用されております。ですけれども、内野に限って言うと、非常に怖いところで、イレギュラーとか、あるいは、滑り込むときに石が散見されたりするのですけれども、その辺のグラウンドについての手入れ、責任者はどなたなのか、コンディションを管理する方はどなたか、その辺が明確ではありませんが、グラウンドの整備状況についてお聞かせください。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

現在、各グラウンドの整備につきましては、老朽化している設備の改修と衛生設備などの改修を優先に整備を進めております。グラウンド内の整備につきましては、通常、利用者が使用した後に整備を行うほか、定期的に各グラウンドを利用する団体の協力を得て、グラウンド整備や美化活動を実施しております。ご協力いただいております利用団体の皆様には大変感謝を申し上げます。また、本年度、南部グラウンドにおきましては、長年にわたる飛び砂の影響により、堆積した砂の撤去と整地作業を業者委託により行い、その後、利用団体の協力のもとグラウンド整備を行う予定です。なお、現在、スポーツプラザにおいても、市民の皆様が安全・安心に利用できるよう、テニスコートの改修工事を実施しているところです。今後とも快適なスポーツ環境を提供すべく、施設整備の充実に努めてまいります。

○林 政男君

よろしくお願ひします。

最後に、市営中央グラウンド、南部グラウンドの芝生の管理についてはいかがでしょうか。芝は業者委託になっておまして、大会の前に刈り取るような感じなんですけれども、この辺の整備、芝の管理についてどのようになっておりますか。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

市営中央、南部グラウンドの緑地管理につきましては、年間を通し業者委託により管理を行っております。芝生の除草については、中央・南部グラウンドで合計年15回実施しているところです。インフィールドの管理につきましては、通常、利用者が使用した後に整備を行うほか、各グラウンドを利用する団体の協力を得て定期的にグラウンド整備を実施しております。今後も市民協働の街づくりの考えのもと、利用団体からの協力を得ながら、安全・安心に使える施設の管理、運営に努めてまいります。

○林 政男君

よろしく申し上げます。

今回、私の質問は多岐にわたりましたが、今、教育長の答弁もありましたように、テニスコートの改修について約6千万円、そのうちの5千万円ぐらいが宝くじの振興資金ということでございますが、市長にこの前お伺いしましたら、職員がこういう制度があるということで話を持ってきたという話を聞きました。先ほど私がいろいろな質問の中で、職員の研修制度、あるいは、シンクタンクの構想の中で、職員が自発的にそういうものを見る能力、発見する能力、そういうものをぜひ培っていただきたいというふうをお願いを申し上げまして、やちまた21を代表しての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

以上でやちまた21、林政男議員の代表質問を終了します。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。関連質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

これで関連質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時45分）

（再開 午前10時53分）

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、公明党、川上議員の代表質問を許します。

○川上雄次君

公明党の川上雄次です。

公明党を代表しまして、通告に従い3項目の質問を行います。

今回の代表質問は、初めに、新年度予算案について、次に、指定管理者制度について、3番目に、成年後見制度についてお伺いします。

最初の質問の第1は、新年度予算案についてです。

この新年度予算案は、北村新司市長の3期目のスタートを切る予算編成となっております。

北村市長の八街市へのビジョンや構想を実現するため、さまざまな施策が反映されていることと思います。

そこで、質問要旨の（１）は、新年度予算編成の概要について、北村市長の見解をお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成31年度予算編成方針では、厳しい財政状況を認識した上で、限られた財源を有効に活用するため、施策の厳選化と重点化を徹底し、歳入に見合った規模の通年型予算として編成することとしました。

具体的に申し上げますと、市税収入については、税負担の公平性の観点から、課税客体の的確な捕捉や債権確保により、収納率の向上に努めることとし、その他歳入全般については、国、県の補助事業の活用、その他新たな財源の創出のため、あらゆる創意工夫を行うこととしております。歳出面におきましては、項目ごとに予算要求基準を設けまして、削減や節減をした上で、重点プロジェクトとして位置付けている事業を優先的に実施する予算編成いたしました。

○川上雄次君

それでは、もう少し予算案の中に入った質問を続けていきたいと思っておりますけれども、まず最初に、北村市長が掲げる将来都市像の実現への一歩であると思っております、新年度予算の新規事業や重点施策について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新年度予算におけます主な新規事業としましては、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童館の建設工事費、安全・安心な子どもの居場所を設け、学習活動等の取り組みを推進するため、川上小学校及び朝陽小学校へ放課後子ども教室の開設、環境への配慮や省エネルギー化に伴う経費節減を目的とした防犯灯、八街駅北口及び自由通路照明、けやきの森公園外灯のLED化、子どもたちや震災時における避難所の安全性を確保するための八街中学校屋内運動場非構造部材耐震改修等工事費、及び、八街南中学校屋内運動場大規模改修工事設計業務、福祉避難所とするため、バリアフリー等の工事を行うための老人福祉センター改修工事設計業務、スポーツの推進や健康増進を目的とした小出義雄杯八街落花生マラソン大会への助成などがございます。重点施策としましては、教育環境を充実させるため、小・中学校全校にタブレット端末の配置及びICT活用支援を強化するほか、新年度予算計上ではございませんが、平成31年度中に小・中学校全校への空調の設置を予定するなど、八街市の宝であります子どもたちのための予算を中心とした編成となっております。

○川上雄次君

答弁、大変ありがとうございました。限られた予算で、また、通年型予算という中で、新規

事業、そして、重点的な施策を反映させた予算案となっていることに、ご努力の跡が見えております。

何点か、その中で質問をさせていただきます。

最初のお話にありました新規事業である児童館の新設については、実施計画業務が予算化されております。児童館の規模、設備、また、定員など、もう少し詳細なお話をお伺いしたいと思います。

○市民部長（和田文夫君）

お答えいたします。

児童館についてでございますが、基本設計の段階ではありますが、構造は鉄骨造で、床面積は352.5平方メートルでございます。施設は、用途ごとに事業的ゾーン、共有ゾーン、管理ゾーン、屋外ゾーンの4つで計画をいたしました。初めに、事業的ゾーンといたしましては、遊戯室、集会室、創作活動室、乳幼児室、図書コーナーを計画しており、集会室と創作活動室は、一体で利用できるよう、可動式の間仕切りを設置する予定でございます。共有ゾーンといたしましては、玄関、ホール、廊下、男女別トイレ、多目的トイレなどを計画しております。管理ゾーンといたしましては、事務室、相談室兼静養室、給湯室、倉庫を計画しております。屋外ゾーンといたしましては、駐車場及び駐輪場を計画しております。なお、ホール及び各居室の天井高は3メートルを確保し、明るく開放感のある計画としているほか、遊戯室につきましては、天井高を5メートルといたしました。さらに、各室の照明器具につきましてはLEDを採用する計画となっております。なお、定員については100人程度を予定しております。

○川上雄次君

詳細な説明をありがとうございました。すばらしい児童館ができるように期待しております。

次に、市内の6千灯の防犯灯のLED化が実現することになりました。そこで、防犯灯に関して、LEDによって、電気代の節減効果、また、メンテナンスフリーとなるための経費の節減、さらには、環境に配慮したCO₂の削減率、これらについて説明いただけますでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

防犯灯のLED化につきましては、今回、6千灯、6千灯のうち2千灯につきましては既にLED化されておりますので、4千灯の改修になります。防犯灯の電気料につきましては、電気料の支払いを東京電力と一括払いという方式としております。平成30年9月の契約内容に基づきまして、平成31年度の請求がされることとなります。このことから、現在、市内の防犯灯全灯をLEDにした場合に、契約変更をしているところでございますが、その結果の反映されるものにつきましては、ちょっと時間がかかるであろうということを考えております。現時点で見込みができますのは、平成29年度の電気料が約1千500万円、全灯をLED化した料金につきましては約1千100万円、1年間で400万円ほどの電気料が削減できるであろうというふうに推測しております。そのほかに、修繕料といたしましては、

年間約600万円が削減できるということでございます。そのほかに、新規の設置が年間で約50灯ほど見込んでおります。10年間で500灯、新規のものもこの中に含まれておりますので、新規の500灯分が費用がかからないというふうになっております。それと、二酸化炭素の削減量につきましては、年間で約29万キログラムシーオーツというので、約68.1パーセントの削減ができるであろうというふうに推測しております。

以上でございます。

○川上雄次君

ありがとうございました。非常に経費の削減を促し、また、CO₂の削減率もアップする、さまざまにすぐれた施策を八街市では推進していただいたということに感謝を申し上げたいと思います。

次に、新年度の予算の中で、落花生まつり、今回で3回目になると思うんですけども、予算額が昨年度比で倍増しております。この落花生まつりの事業の拡充の内容をお伺いします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

八街落花生まつりの予算につきましては、周知の方では、チラシの配布に加え、ポスターを作成し、市内外への周知徹底を図ってまいります。また、八街駅北口の街路灯にフラッグを掲出し、にぎわいの創出を図るためにフラッグを作成することや、駐車場の案内看板を購入する予定でございます。さらに、会場におきましては、ステージ及び仮設トイレのほか、出展者及び来場者用のテント、テーブル、椅子をリースし、イベント会場の景観向上による集客を図るとともに、来場者の休憩場所の充実を図るための予算を計上させていただいたものでございます。

○川上雄次君

ありがとうございます。八街市の活性化のために、落花生まつりをぜひともにぎやかにして、そして、多くの集客が実現するようによろしくお願いします。

続きまして、次の項目に行きますが、質問項目の要旨の（3）ですけれども、5月1日に切りかわる新元号についてですけれども、4月1日に発表されると報じられております。これを受けて、各省庁や自治体、または民間でも、情報システムの改修などの準備が始まっています。本市の予算編成の中ではどのような準備、手はずを整えているのか、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成が終わり新元号となるにあたり、現在使用しておりますシステムの改修に要する経費は、一部新規で予算措置が必要となるものがございますが、ほとんどが保守契約の範囲内で対応が可能となっておりますので、新年度予算への影響は少ないと考えております。

○川上雄次君

ありがとうございました。

新元号についてなんですけれども、東京都では、各部局への公文書の元号切りかえに関する通

知で、都民の混乱を防ぐために西暦併記が望ましいということで、和暦と西暦を併記することで、東京都下の各区や市町村も都に準じてそのような対応をしていくということが報じられております。本市でも西暦併記にすべきと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

現在、本市の公文書につきましては、主に和暦を使用しております。これは、平成が慣例により使われているということでございます。新元号への切りかえにつきましては、政府では西暦への統一などの年号の表記の方式を示されておりません。これは自治体個別の判断に委ねるといふふうにされております。本市におきましても、従来どおりの和暦の使用を主なものといたしまして、必要に応じて西暦の使用、それから、和暦と西暦の併記などの個別の対応を考えていきたいというふう考えております。

○川上雄次君

なかなか元号が変わると弊害も出てきますので、そういった意味では、西暦併記もこれから研究していただいて、市民の皆さんがわかりやすい、そういったシステムにしていただきたいと思っております。

次の質問要旨は、新年度予算における消費税10パーセント導入後の影響について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本年10月に予定どおり消費税率が10パーセントとなりますと、歳出予算における影響額は約6千300万円程度増になると見込んでおります。そのほか、影響がある項目を申し上げますと、歳入予算では、8款自動車取得税交付金が、消費税増税にあわせ自動車取得税が廃止されるため、前年度より38.9パーセント、2千800万円減の4千400万円の計上となっております。それに伴い、環境性能に応じた車体課税として、9款環境性能割交付金が新設され、1千600万円の新規計上となっております。10款地方特例交付金につきましては、自動車取得税の減収補填分や幼児教育無償化に伴う臨時交付金が増額となったことにより、前年度より181.8パーセント、5千819万円増の9千19万円の計上となっております。また、13款分担金及び負担金につきましては、幼児教育無償化に伴い、保育料が前年度より5千711万6千円の減となっております。15款、16款の国・県支出金につきましては、幼児教育無償化に伴う子どものための教育・保育給付交付金、幼稚園就園奨励費補助金、障害児通所給付費負担金が約3千258万1千円の増となっております。

○川上雄次君

ありがとうございました。

予算書の中で、消費税10パーセントを見据えて、発注業務などは前倒しで行うということが求められると思うんですけども、それについては具体的にどのような工夫をされているのか、お伺いします。

○財政課長（會嶋禎人君）

今回、年度の途中、10月からの改正という予定になっておりますので、通常であれば8

パーセントのままの予算計上をすると。10パーセントということで、契約時金が未確定、あるいはどの段階でやるか、あるいは、支払いをどの段階でやるかによりましてわからないということで、おおむね10パーセントで要求してくるといような案件が結構ありました。それを、なるべく上半期でできるものは上半期に契約し、支払いをすることで、8パーセントの時点で物事を済ますといようなことで、できる限り上半期の方にできるものをしわ寄せし、その2パーセント分の負担を軽減するといような予算協議を重ねた結果でございます。

○川上雄次君

ありがとうございました。

10パーセント導入時に、今度確定すればですけども、児童教育や保育の無償化が実現します。そうすると、かなりいろんな市の方の対応も必要となると思いますので、しっかりとした取り組みをお願いしたいと思います。

次に、軽減税率の導入について質問します。

10パーセント導入時には軽減税率が導入される予定となっております。我が国で初めて導入される世界標準である軽減税率制度、これは、一般庶民、消費者にとって負担が軽くなる大変うれしい制度であります。また一方、飲食料品を購買・販売する全ての事業者には、レジの更新や経理の処理など、スムーズな運営にはさまざまな準備が必要となっております。そこで、軽減税率対策補助金等を活用した取り組みが国、地方自治体、また、事業者などで一丸となって行う必要があります。本市のその対応についての準備状況はいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

軽減税率導入に伴い影響を受ける経費としましては、小・中学校及び保育園の賄い材料費がございますが、軽減税率が導入されなかった場合と比較いたしますと、その影響額は、平成31年度につきましては約286万5千円、その翌年度には約573万円と見込んでおります。

○川上雄次君

ありがとうございました。

ちょっと質問がわかりにくかったら申し訳なかったですけども、その消費税の分と、あと、市内の事業者の方に対する、例えば、先ほど言ったレジとかレセプト関係とか、それについての対応についての周知徹底というものについてはどのようなお考えか、伺います。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

軽減税率制度が施行されますと、複数税率に対応が可能なレジ等を設ける必要が生じる事業者がおります。本市におきましては、軽減税率制度導入に対応するための準備を支援する補助金の制度はございませんが、国におきまして、軽減税率に対応するための準備を支援するために、レジシステム補助金の制度を設けております。国からは、この制度を中小企業、小

規模事業者の方に活用していただくよう、広報等に掲載するよう協力依頼の通知が来ており、4月1日号の広報やちまたに掲載する予定でございます。今後は八街商工会議所とも連携して周知を図ってまいります。

○川上雄次君

ありがとうございました。

この軽減税率に対する補助金というのは、国で準備した分がまだ使い切っていないというか、周知されていなくて残っているということを知っております。その意味では、本市でもその辺の対応がおくれている事業者の方もいらっしゃると思いますので、しっかりと商工会議所さんとも連携しながら、また、その後には、2021年にはインボイスの導入ということで、次の課題もありますので、しっかりとした連携、取り組みをお願いしたいと思います。

それでは、次の項目に入ります。指定管理者制度についてです。

2003年9月の地方自治法の改正により、指定管理者制度が導入されました。制度開始から約16年が経過しております。指定管理者制度は、公の施設の管理運営に民間のすぐれた技術力や経営ノウハウを幅広く活用し、コストの削減と住民サービスの向上を図ることを目的としております。以前の公の施設の管理運営は、公共団体や公共団体が出資している団体に限られていましたが、指定管理者制度により、NPO法人や企業など、幅広い団体の参入ができるようになっております。

そこで、質問要旨の(1)は、本市の指定管理者の導入実績について伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の指定管理者制度の導入実績でございますが、八街市障害者就労支援事業所に指定管理者制度を導入し、管理運営を行っております。なお、指定している期間につきましては、平成24年度からの8年間でございます。

○川上雄次君

社会福祉協議会等も含めるともっと増えると思うんですけども、いかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

現在、市で指定管理者制度が導入されていますものは、今、市長が述べましたとおり、八街市障害者就労支援事業所、1カ所のみでございます。

○川上雄次君

非常に少ないのではないかというふうに思うんですけども、全国の各市町村では指定管理者制度の導入が盛んに行われております。その中で、指定管理者制度の年度総合評価を積極的に行っている、そういう話を聞いております。そこで、私ども公明党では、指定管理者制度を多く導入している鹿児島県の出水市さんに視察を、先日行ってまいりました。注目したのは指定管理者の数でした。スポーツやレクリエーション施設、また、文教施設、産業振興施設、社会教育施設など21団体に、施設の数としては60カ所ありました。これらの企業、団体に対して指定管理者制度年度総合評価を行ってまいりました。八街市は数が少ないという

ことでびっくりしたのですけども、指定管理者年度総合評価は八街市では考えているでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

指定管理者年度総合評価の手法による評価につきましては実施しておりませんが、決算状況等をもとに各種事務事業の検証をすることで行政評価を実施し、評価結果による改善を進めております。また、市と指定管理者との協定におきましても事業計画、事業報告を求め、運営状況の確認を行うとともに、適宜現地に赴き、利用者状況の把握に努めており、今年度は、利用者へのサービス向上につなげるため、施設利用者から意見を聴取したところでございます。なお、指定管理者年度総合評価につきましては、評価結果を数値化することで、客観的に判断することができる材料となり、透明性が図られる可能性がありますことから、指定管理者の運営規定の見直しの中で検討してまいりたいと考えております。

○川上雄次君

他市の指定管理者制度を実施されている状況を見ますと、例えば、中央公民館であったり、コミュニティセンター、または、図書館、資料館、社会教育施設、体育館、野球場等、また、老人福祉センター、そして、児童館なんかも入っておりました。しっかりと民間の活力を導入する形も必要ではないかと思っておりますので、今後、しっかりとした調査、研究をしていただきたいと、このように要望いたします。

それでは、次の質問に入ります。次の質問は、成年後見制度についてでございます。

西暦で言うと2000年、平成で言うと平成12年に、社会保障の部門で介護保険制度がスタートしましたが、この同じ年に、民法では100年ぶりの大改正が行われ、成年後見制度が始まりました。介護保険制度ほどは認知されていませんが、成年後見制度の開始は極めて重要な制度改正でありました。民法では、従来、判断能力が不十分な方のための制度として禁治産・準禁治産者宣告制度があり、判断能力が不十分な方を禁治産者、準禁治産者として、財産管理などを制限する措置が行われておりました。この制度では、禁治産者になると、その事実が公表され、本人の戸籍に記載されるため、社会的な偏見や差別を生むなどの問題がありました。措置という言葉が示すように、本人の尊厳への配慮がない制度でした。一方、新しい成年後見制度では、認知症の方も障害のある方も、家庭や地域社会の中で差別なく暮らしていただける社会にしようとするノーマライゼーションの考えと、本人の残存能力を生かし、自己決定の尊重の理念のもと、本人の財産や権利を守ることを主眼とした身上監護が図られる、成年後見の任意後見や法定後見の制度としてスタートしております。国は、成年後見制度の推進、定着を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する法律、これを平成28年4月15日に公布し、また、施行をしております。さらに、成年後見制度の利用促進を図る政策を総合的かつ計画的に推進するため、平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定しております。平成30年4月からは、所管を内閣府から厚生労働省へ移管し、成年後見制度利用促進室を設けました。厚生労働省は、成年後見制度利用促進基本計画に基づ

く施策を全国の市町村に対して定めるように求めています。

そこで、質問要旨の（１）は、成年後見制度利用促進基本計画への本市の取り組みをお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、国の成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画として位置付けられ、市町村は、国の基本計画を勘案し、基本的な計画を定めるよう努めるものとされております。国の基本計画では、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、また、利用者がメリットを実感できるよう目指すこととされております。本市では、今後、先進市の取り組み状況、国の動向を注視しながら、成年後見制度利用促進基本計画の策定について調査・研究してまいりたいと考えております。

○川上雄次君

現在、私たちは世界最速で超高齢化社会を迎えようとしております。その中で、認知症を発症する人は今後８００万人になるとされており、心や体などに障害のある人の数は約９３６万人との推計が、厚生労働省で昨年発表されております。成年後見制度に向けての取り組みというのはスピード感を持って行わなきゃならないと、このように思っております。先ほど、市長の答弁の中で調査、研究という話がありましたけれども、厚生労働省のホームページでは、多くの市町村の先進事例であったり、また、ガイドライン等が公表されております。

その中で、１つ紹介したいと思うんですけども、千葉県では、安房地方の館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町、この４つの市と町で好意的な取り組みを行っております。その中で、成年後見人を利用されている人の数は２２５人と、このように出ております。人口４万６千人の館山市でも９５人の方が利用しているということが出ておりますが、八街市は統計をとっていないということですけども、今後の取り組みはいかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

成年後見支援センターのことだと思いますけども、成年後見制度に関する相談、専門家によるアドバイス、成年後見制度の普及、啓発や、市民後見人の育成を行う機関となっております。現在、本市には成年後見支援センターを設置しておりませんが、市地域包括支援センター、南部地域包括支援センター、障害福祉課、市社会福祉協議会におきまして、必要に応じて申立書類の記載方法をアドバイスしているほか、関係課等の窓口パンフレットを設置いたしまして、制度の普及、啓発を図っております。急速な高齢化が進む中で、認知症高齢者等の増加が見込まれており、成年後見制度の必要性は一層高まっておりますが、一方では、後見人となる候補者については、家族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職だけでは不足が見込まれるため、新たな担い手を生み出す必要があり、一般市民を担い手と

する市民後見人の育成が必要とされております。本市におきましても、今後、市民後見人の育成とあわせまして、成年後見支援センターの設置につきましては、先ほど大変恐縮でございますけれども、調査・研究してまいりたいと考えております。

○川上雄次君

ありがとうございました。

市長のお話の中で、市民後見人というお話がありました。厚生労働省の、全国に市民後見人を育成するために、市民後見のプロジェクトチームというのが各地で始まっております。そうした中で、厚生労働省と連携しながら、一般社団法人の地域後見推進プロジェクトを立ち上げている団体が東京大学と連携をして、後見人の、また、地域での後見を志す人たちを支援しております。全国で今、2千人ほど方が後見人の講習を受けて、そして、各地でNPO法人を立ち上げ、そして、社会福祉協議会等と連携しながら、後見制度の周知、また、啓蒙活動を行っております。その意味で、八街市でも後見人を育成していく取り組みが必要だと思うんですけども、今後の計画についてはいかがか、お伺いします。

○高齢者福祉課長（田中和彦君）

市民後見制度の拡充ということですが、今後につきましては、市の課題といたしまして、課題の整理等を含めて、関係課及び社会福祉協議会と連携をしながら進めてまいりたいと考えております。また、一方では、市民後見制度を広く市民に知っていただきたいとの思いから、講演会の開催なども検討してまいりたいと考えております。

○川上雄次君

八街市で市民後見をできる、例えば弁護士さん、または司法書士さん、社会福祉士さん、こういう方のマンパワーはどのぐらいの人数がいらっしゃるのか、また、その方たちが後見活動をどのように行っているか、その辺の実態はわかるでしょうか。

○高齢者福祉課長（田中和彦君）

人数等は市の方では押さえておりません。

○川上雄次君

市民後見人を受託して、そして、後見を受けているという方の人数は、全国で21万人いると厚生労働省が発表しておりますが、必要な人数の2パーセントしかまだ補っていないということで、市民後見人の育成というのは喫緊の課題であります。そういった意味で、しっかりとした取り組みをこれからもお願いしたいと思います。

次に、市民後見制度利用者数の市民申し立てがあると思うんですけども、本市の市民申し立てを市長が申し立てした数はどのぐらいでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市の後見制度利用者数は把握しておりませんが、厚生労働省の資料によりますと、平成29年12月末現在の後見制度利用者数は全国で21万290人と報告されております。一般的に後見制度の対象となり得る認知症の方の出現率については、65歳以上の15パーセン

トと言われておりますので、本市の平成30年12月末現在の高齢者人口から推計しますと、3千人程度の方が将来、認知症になると推測され、そのうち、重度の方で、財産管理、契約行為において支援を必要とする方については後見制度の利用が見込まれているものと考えております。

次に、市長申し立ての件数につきましては、平成26年度、4件、平成27年度、6件、平成28年度、8件、平成29年度、9件、平成30年度は12月末現在で7件でございます。

○川上雄次君

市長さんの申し立ても毎年毎年うなぎ登りに増えていると、そういうことが見てとれます。

本来ならば、申し立ては、親族であったり、配偶者の方がするのですが、今の社会情勢があらわしていると思いますが、申し立てをする方がいないということが多くて、そして、各市町村の長が申立人になると、そういう形で裁判所に申し立てをするということが増えております。そういった中で、成年後見制度の特徴として、家庭裁判所を含む司法が行政とのネットワークに加わるという形で、今、進んでおります。これまでの立法、司法、行政の三権分立という立場を超えて、家庭裁判所も成年後見制度を推進するという形のネットワークが形成されてきております。その意味で、地域の連携のネットワークの構築というものが大事なこととして、国の方でも取り組むようなシステムができております。そこで、八街市の地域連携ネットワークについての考えをお伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

現在、高齢化が進み、世帯構成が大きく変わりつつある中で、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において保健、医療、福祉の連携だけではなく、新たに、司法も含めた権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築が求められております。地域連携ネットワークの構築に当たっては、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能等を有し、地域連携ネットワークの中心的な役割を担う中核機関の設置が必要となることから、本市といたしましては、地域連携ネットワークの構築のため、中核機関の設置について、今後、調査、研究をしてまいりたいと考えております。

○川上雄次君

ありがとうございました。

成年後見制度を推進するためには、今現在は、担当課が、例えば、高齢者福祉課、そして、障害福祉課等と、多岐にわたっております。また、先ほどのお話の中にありました地域連携という面においては、先ほど来ある家庭裁判所の管轄する行政が連携しなきゃならないと。そういう意味では、1つの課ではなくて、ご本人が申立人でもあります北村市長がやはりリーダーシップをとって、近隣市との連携の中で構築していく必要があると思います。そういった意味で、他市との連携も含めて、もう1度、市長の後見制度を進める上での決意をお伺いしたいと思います。

○市長（北村新司君）

先ほども述べましたように、大変恐縮でございますけども、大変高齢化が進み、世代構成が大きく変わる中での認知症件数が増加することは、今、懸念されているところでございます。そうした中におきまして、成年後見制度をさらに八街市の中でしっかりと構築するというようなことでありまして、地域連携ネットワークの構築は大変必要であろうかと考えております。しかしながら、その中核機関の設置が必要となるということにつきましては、種々調査、研究を重ねなければならないと思っております。そうしたことを含めまして、今後とも大きな課題として取り組んでまいりたいと考えております。

○川上雄次君

ありがとうございました。

もう1点、ちょっと確認するのを忘れたところがあるので。担当課にお伺いしたのですが、先ほど、安房地域の状況について、厚生労働省のホームページに載っているというお話をさせてもらいましたけども、地域連携ネットワークと中核施設を作る場合の、国の方からの交付金であったりとか、または、補助金等が載っていると思うんですけども、その辺の数字はどのような数字になるでしょうか。

○高齢者福祉課長（田中和彦君）

成年後見制度を利用した場合の、県の方では、まず、千葉県の市民後見支援推進事業費補助金交付制度というのがございまして、こちらにつきましては、市民後見人の確保できる体制の整備や強化など、また、地域におきます市民後見人の活動を推進する事業を行う場合には補助の対象となるということで、4分の3が補助対象となります。また、国の厚生労働省の方では、市町村における計画策定に関するもの、また、中核機関の設置、運営に関する費用などに対しましては交付税措置の対象になるということで認識しております。

○川上雄次君

私もその現状を見ているのですが、交付税の割合は80パーセント、そして、県の方からの補助率は4分の3ということで、国と県の本気度が交付税とか補助率にあらわれていると思います。そうした意味で、本市も積極的に後見制度の環境整備をよろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（木村利晴君）

以上で公明党、川上雄次議員の代表質問を終了します。

次に、誠和会、鈴木広美議員の代表質問を許します。

○鈴木広美君

誠和会の鈴木広美でございます。会派を代表いたしまして、今回、代表質問をさせていただきます。また、今回の定例会につきましては平成最後の定例会の中の質問ということで、非常に興味を持っております。また、市長におかれまして、昨年、3期目を無事迎えられて、その新しい年の新年度予算に関して組まれてこられたかと思っております。そういった中で、通告に従いながら質問をさせていただくのですが、今回の質問事項としては、市政運営と

新年度予算、それから、2つ目に学校教育問題ということで、特に市長、教育長には、それぞれ新年度に向けての方針を聞きながら、それについての質問等をさせていただきたいと思えます。

それでは、質問事項1、市政運営と新年度予算ということで、要旨(1)新年度予算について。

昨年11月に3期目を迎えられました市長において、市長が選挙公約等を打ち出された中で、そういった公約内容がこの新年度予算に反映されているのか、そういったところからまずお聞きいたします。

○市長(北村新司君)

答弁いたします。

私は昨年、12月議会の冒頭の所信表明でも申し上げましたとおり、市長選挙において「笑顔あふれるドリームシティやちまたの創世」を掲げ、市民の皆様方に「快適なまち」、「子育て・教育」、「健康づくり」、「安全・安心」、「産業の活性」の5つの施策を進めていくお約束をいたしました。これらの各種施策につきましては、私の3期目の公約として市民の皆様にお約束したことでございますので、今任期中にこの実現のため全力で取り組んでまいりたいと考えております。平成31年度予算では、もちろん公約全ての事業が反映されているものではございませんが、市長3期目の初年度の予算編成の中では、私がお約束した街づくりのための多くの事業について予算を計上することができたものと考えております。今後につきましても、財政状況や事業の優先度を勘案の上、計画的に街づくりを進めてまいります。

○鈴木広美君

今、市長の新年度予算についての方針ということでお話がございました。また、その中に、12月の定例会の中でもお話があった「笑顔あふれるドリームシティやちまたの創成」ということで、新たに5つの柱を北村市長は打ち出されました。その5つの柱について、これから幾つか質問をさせていただきたいと思えます。

それでは、要旨(2)「笑顔あふれるドリームシティやちまたの創生」についてということで、①、まずは、「快適なまち」について、答弁をお願いいたします。

○市長(北村新司君)

答弁いたします。

さきの平成31年度市政運営方針の内容と重なりますが、改めて説明をさせていただきます。榎戸駅につきましては、去る1月21日から供用開始となりました。本市の悲願でありました榎戸駅の橋上化、東西自由通路の新設等により、榎戸駅の利便性は格段に向上することとなり、市民の皆様にとって大変使いやすい駅になったものと考えております。実際、既に多くの市民の皆様方から、榎戸駅が大変便利になってありがたいとの感謝の声を頂戴しております。なお、旧駅舎の撤去、西側駅前広場の整備などが残っておりますが、早期完了に向けて引き続き努力してまいりたいと考えております。

八街バイパスは、全線開通まで、残すところ国道409号から大木地先までの約500メートルとなっており、今後、千葉県では、2020年度の開通を目標に事業を進めておりまして、既に一部工事に着手しています。また、現在、暫定2車線で供用しております区間につきましても、早期に4車線化が図れるよう努力してまいりたいと考えております。

国道409号住野十字路口交差点改良につきましては、千葉県では、2021年度から2023年度までの間に開通できるよう事業を進めていく予定となっております。昨年11月には私も出席いたしまして地元説明会を開催しており、地権者等の基本的な合意も得られていることから、早期に事業が進捗するよう、今後も強く働きかけてまいりたいと考えております。

佐倉インターチェンジへのアクセス道路の整備につきましては、平成31年度の予算に、千葉県が行う認可取得のための負担金を計上しました。この県道神門八街線バイパス整備につきましては、佐倉市と連携をとりながら、引き続き千葉県に要望してまいりたいと考えております。

そのほか、国道126号沖入口交差点整備が今年度中に完成いたします。今後も、快適な街づくりのため、市民要望の高い道路整備等につきまして努力してまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

今の市長の答弁で、これは「快適なまち」ということで、道路を中心にいろいろとお話があったのですが、今回の国道126号の沖入口交差点、それから、国道409号の住野交差点の解消、それから、八街バイパスの全線開通と。いわゆる国県道に関する内容でお話がありました。その中で、新年度予算ということもあるので、市の関係で、八街市道に関しての重点箇所、そういった道路の重点箇所はどのようになっているのか、お聞きいたします。

○建設部長（江澤利典君）

現在の市道整備につきましては、幹線道路となる市道、1・2級の道路、その他市道を、国の社会資本整備総合交付金を活用して工事を進めているところでございます。来年度、平成31年度でございますけれども、まず、平成32年度完成を目指し工事を実施している千葉黎明高校グラウンド付近の市道一区50号線の道路拡幅工事、また、笹引地区の市道210号線の歩道整備、また、市道103号線などの舗装改良工事等を予定しているところでございます。場所を詳細に申し上げますと、まず、市道103号線は榎戸地先、総武ニュータウン付近から大宮神社付近の間を、道路排水工事も含めて工事を予定しています。115号線もでございますけれども、これは、株式会社マルゲン本社工場付近から予定しております。また、106号線、これは、特別養護老人ホームハーモニー付近を予定しております。また、市道204号線、これについては、ヒラツカ・リース付近から県道成東酒々井線に向かって工事を予定しております。そのような形で、市道については、来年度当初予算の予定箇所としては、今並べた市道を重点的に整備をしていきたいというふうに考えておるところでございます。その辺も含めて、なお、交付金を活用している事業でございますので、交付額によって

は工事箇所等の調整が必要になりますけども、今お話ししました市道については、この交付金を活用して整備を進めていきたいというふうに考えています。

○鈴木広美君

今の担当部長からのお話ですと、市の方も、市道に関してもかなり進めていけるような内容の前向きな箇所、それから、やはり、重点的な場所であるというようなことで認識をしています。確かに国・県道も大事なんですけども、やはり、市民の身近な市道に関しても、ぜひ前向きに進めていただきたいというふうに思います。

その後、先ほどの市長の答弁の中で、榎戸駅のことがございました。橋上化ができて、今年度中にはロータリー、そういったものも全てできるというようなお話をいただいておりますけれども、榎戸駅の周辺、そこの地域活性化につながるような計画、やはり、駅が完成して、ロータリー、そういったものもできました。そうすると、やはり、駅周辺の地域経済につながるような活性化をするための計画は、来年度、あるいは、先々、そういったものは考えられているのか、お伺いをいたします。

○建設部長（江澤利典君）

榎戸駅が今年1月21日に供用開始したところでございますけども、これについては、周辺ということで、現在、まだ八街の総合計画の2015後期基本計画の策定に当たって、これらの八街市街づくりに関する市民の意向を把握して、また、市民と執行部員が懇談を通して相互理解を深め、より効果的な計画とするための基礎調査資料とすることを目的に、各分野ごとに懇談会を実施しております。その懇談会の中で、私も出席させていただいたところもございますけども、八街市の街づくり活動団体のアンケート調査の報告書も示しております。その中で、八街市の将来の街づくりについて優先して進める必要があると思う施策はという問いに、第1位は教育関係なんですけど、第2位で、国・県道、また、市道などの道路体系的整備ということでアンケートの結果が出ております。また、活動団体から寄せられた八街市の街づくりに対するアイデアや意見の中で、榎戸駅整備や、今ご質問がございました商業活性化の具体的なプラン、新しい榎戸駅を中心とした街づくりを地元の促進協議会や当駅を取り巻く人たちと一緒に考え、実現したいという意見もいただいております。そのことに鑑みて、後期基本計画の中で、榎戸駅周辺地域の整備については、活性化につながる方向性を検討したいというふうに考えております。なお、都市再生整備計画、榎戸駅の都市再生整備計画の中で、橋上化整備によつてのアンケート調査を、完成前、以前、3年前ぐらい前に実施しておりますけども、実際完成しましたので、完成後においても実施する計画となっておりますので、その調査の中での意見等も十分参考にして、今後の榎戸駅周辺の活性化につなげていきたいというふうに考えています。

○鈴木広美君

非常にアンケート、それから、市民の声を聞かれているということで、活性化につながる前向きな答弁をいただいたのですけれども、今答弁いただいたのは、私の主観から見ると、建設部長の方からその答弁をいただいたのですが、総務部長にお伺いしたいのですが、こう

いった地域の計画に関して、たしか今年度は、企画課が企画政策課に変更になりました。従来ですと、私の思うところだと、企画政策課という名前に変わって、これから地域の活性化作りが一番携わらなければいけないのが、私は企画政策課という担当課になろうかと思うんですけども、その辺は総務部長の方はいかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

今おっしゃられたとおり、これからの街づくりにつきましては、市民の方々の意見をどれだけ吸い上げられるか。先ほど建設部長も言いましたけど、前回の市民意向調査の中でもいろいろ意見が出ております。例えば、街づくりに必要な視点としては、安心して暮らせる街であったり、交通の便利なことであったり、あと、道路体制の整備であったりと、こういうものをどこまで市民の方々から意見を聞けるのか。聞かなきゃいけないですけど、聞く場所をまず設けて、細かいところまで市民の方々の意見を聞きながら、市民が今、何を必要としているのかということを、今、担当課としては企画政策課になっておりますが、ちょっと人数的にまだ足りないところもありますが、この辺の整備をしなきゃいけないかなというふうに考えております。

○鈴木広美君

今、総務部長の方からもお話がございましたけれども、私が今ここで何を話したいのか、聞きたいのかというのは、経済部長の方からお話もありましたし、総務課、企画政策課の方もそういった意味合いを持って、できれば各担当課が連携をとっていただいて、やはり、1つのものを作るにはいろんな部署が絡んでくると思うんですね。やはり、そういった中で、企画政策課が中心となって、各担当課といろいろと政策を考えて計画をしていくと。要するに、横の連携というものが非常に大事になってくるのかなということを踏まえて、ぜひこれから先に取り組んでいただきたいというふうに思います。

もう1つです。「快適なまち」の中で、市民が憩う中央公園周辺等の整備ということで、たしか内容が入っているかと思えます。この中央公園周辺の整備というのは、具体的にどういった形の整備を考えられているのか、お伺いいたします。

○建設部長（江澤利典君）

中央公園の周辺の整備ということでございますが、市民が憩う中央公園の整備ということで、中央公園の利用者、または老人福祉センター、あるいは、今回建設を計画している児童館も含めて、駐車場関係等もございまして、そういうもろもろの周辺の整備は必要ではないかというふうに考えているところでございます。また、北総中央用水の事業所の官舎の部分、また、ゲートボール場の用地等もございまして、これについては、土地所有者のお考えもありますが、これらの用地を総合的に判断した中で、市民が憩う場の土地活用について検討していきたいというふうに考えています。

○鈴木広美君

中央公園周辺の整備ということで、確かに、児童館、それから、福祉センターもございまして。これから児童館が作られていく計画になっておりますけども、そういったものも含めて、中

央公園だけとか、福祉センターだけとか、児童館だけということではなくて、複合的な効率のいい整備をしていただければというふうに思います。

○議長（木村利晴君）

会議中ではありますが、ここで昼食のため休憩いたします。

午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午後 0時01分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○鈴木広美君

それでは、引き続き質問の方をさせていただきます。

続きましては、②の「子育て・教育」について、ご説明をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

子育て支援に係る平成31年度の主な事業でございますが、まず、児童館につきましては、今年度に土地の測量、基本設計を実施したところでございまして、平成31年度には実施設計業務を行い、その後、建設工事に着手して、2020年12月に供用開始できるよう、準備を進めてまいります。朝陽学区における児童クラブにつきましては、現在、第一から第三までの3児童クラブで合計90名を定員として運営しておりますが、平成31年度予算では、朝陽小学校の余裕教室を活用し、定員を90人から100人に増やした新たな児童クラブを整備する予定でございまして、本年12月の開設を目指して準備を進めてまいります。

その他、老朽化している交進保育園の屋根を改修するための工事費等を計上したほか、私立小規模保育事業所の新設に対する助成も実施いたします。

学校教育施設の整備につきましては、平成31年度に八街中学校の屋内運動場の非構造部材の吊り天井の撤去、そのほか、非構造部材の耐震改修等の工事を実施いたします。

学校教育の充実につきましては、本市のICTの特徴をより生かした学習を可能とするため、パソコン教室の既存デスクトップパソコンを、機能的にすぐれ、軽量で持ち運びも可能なタブレット端末に更新しています。平成29年度に市内小中学校13校のうち7校を更新したところでございますが、平成31年度には、残り6校につきましては、同様にタブレット端末に更新するための経費を計上いたしました。

また、本市教育センターでは、幼児、児童・生徒の望ましい成長の支援を目的に、教育の諸課題についての調査、研究、教職員の研修等を行っています。平成31年度には教職員を専任で配置し、教育センターの機能を強化し、学校教育の充実及び振興を図ってまいります。

また、虐待や育児放棄、経済的な困窮など、困難を抱えた子どもたちへの支援等、さまざまな問題に対処するため、平成31年度からスクールソーシャルワーカーの勤務を、現在の週

2回から週3回へ増やし、教育相談に関する支援体制の一層の充実を図ります。

小学校1・2年生を対象とした放課後子ども教室につきまして、平成31年度では川上小学校と朝陽小学校に開設するため、その準備を進めてまいります。今後も教育委員会等と連携を図り、各種事業を計画的に進めてまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

「子育て・教育」ということで、今、市長の方から、児童館、それから、小中学校に関する内容で答弁がございました。教育に関しましては質問事項2の方で取り上げておりますので、ここに関しましては、子育ての部分から児童館建設に関することでご質問したいと思うんですけども、たしか今年の1月26日に、建設に関する地域説明会、並びに、2月3日までだったと思うんですけども、たしかパブリックコメントをされていたと思うんですが、その内容についてご説明をお願いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

児童館の整備計画案に係るパブリックコメントにつきましては、去る1月4日から2月3日まで実施し、7名の方から意見が出され、現在、意見に対する回答案を作成しているとの報告を受けておりますが、詳細までは把握をしておりません。また、説明会につきましては、1月26日（土曜日）の午前10時30分から正午まで開催したところ、27名の市民の方が参加され、当日、私も担当部長といたしまして出席をいたしました。なお、説明会の会議録等につきましても、現在のところ作成中であるため、私の記憶の中で申し上げますと、児童館周辺の道路や交差点などの改良問題と、八街中央公園を初めとする公共施設の駐車場確保に関する意見が多数ございました。また、児童館の運営に関する意見の中では、図書館との連携、障害のある子どもでも安心して遊べるように配慮してほしい。施設をよりよいものとするために、市民の力、ボランティアの活用と運営委員会的な組織の設置などがございました。

○鈴木広美君

パブリックコメント並びに説明会においてさまざまなご意見が市民の方からも上がっているかと思えます。そういったものも踏まえて、すばらしい児童館、あるいは、地域周辺の整備に尽力していただきたいというふうに思います。

続きまして、子育ての中で、待機児童ゼロを目指してという内容で、市長の方はたしかうたわれていたと思えますが、待機児童ゼロを目指しての新年度に向けての具体的な計画、そういったものがあればお願いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

先ほど市長の方からもご答弁がありましたとおり、新年度では、小規模保育事業所ひよこのお家に移転し、定員増を図る予定でございます。現在のひよこのお家は、施設の面積基準などの関係で定員が12人となっておりますが、新たな場所に施設を新設するとともに、定員

を7人増の19人とする計画でございます。なお、整理費用の一部を負担するため、新年度予算案には小規模保育事業所施設整備費補助金を予算計上しております。

○鈴木広美君

ひよこのお家の待機児童ゼロを目指してのそういった取り組みを一日も早くできるようにお願いをしたいと思います。

続きまして、③「健康づくり」について、答弁をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

健康づくりの支援策として、現在、人間ドックの助成の対象者は、本市国民健康保険に1年以上継続加入している者との条件を付していますが、人間ドックは、市民の皆様方みずからが疾病予防、あるいは早期治療につなげ、健康の保持、増進を図ることを目的としていることから、加入要件を撤廃し、支援の充実を図ります。高齢者福祉の充実といたしまして、老人福祉センターにつきましても、築40年を経過し、施設全体が老朽化しております。このことから、高齢者の皆様の集いの場所である老人福祉センターの長寿命化を図るため、大規模改修を実施することといたしました。平成31年度に実施設計、翌年度に改修工事を実施できるよう準備してまいります。なお、南部老人憩いの家につきましても、空調設備を設置・更新して、施設の利用環境を整備いたします。高齢化の進展に伴い、高齢者サービスの需要はますます高まっている一方、デイサービス、ショートステイなどのサービスを提供できる施設は限られているのが現状でございます。支援を必要とする高齢者、家族の要望に応えるため、小規模多機能型居宅介護事業所の建設に対して助成し、サービス体制の充実を図ってまいります。

寝たきり身体障害者（児）入浴サービスにつきましても、現在、希望する方からの申し出により、週1回のサービスを提供しているところでございます。しかしながら、利用者及び家族から、利用回数を増加してほしいとの要望が高いことから、週の利用回数を1回から2回に増加することにより、支援の充実を図ってまいります。今後も各種施策を実施することによりまして、市民の健康維持に努めてまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

「健康づくり」ということで、さまざまな取り組み、あるいは、新規事業内容等々があろうかと思えます。

その中で幾つかご質問したいのですけれども、この中に、高齢者外出支援タクシーの推進ということであつたお話を伺っている部分があるのですが、昨年も、高齢者外出支援タクシーの件で、いろいろと地域格差のことも含めてお話が出たかと思えます。そういったことを含めまして予算を見ますと、逆に言うと、予算も2千500万円、若干下がっているということなんですけれども、高齢者外出支援タクシーの拡充の計画、そういったものは考えていらっしゃるのか、ご説明をお願いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

本事業につきましては市民の皆様から大変好評を得ておりまして、昨年7月の助成券利用実績が220万円を超えたことから、9月補正をお願いしまして、予算総額を2千600万円としたところでございます。8月以降は若干利用額が下がってまいりましたことから、当初予算には約2千500万円を計上しております。来年度につきましても現行の制度内容で引き続き実施してまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

内容は十分わかるのですが、やはり、地域の格差、料金格差も含めてなんですが、タクシーというのは距離で料金が図られるもので、また、たしか今年10月にはタクシーの料金改定が行われるようなお話も聞いておりますけれども、この地域料金の格差を見直すような、そういったお考えは今現在お持ちなのか、お持ちでないのか、お願いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

現在のところ、見直しにつきましては考えておりませんが、タクシー協会におきまして、議員おっしゃるとおり、本年10月に乗車料金の改定が検討されていると伺っておりますので、その改定内容を踏まえて事業の見直しの検討をしてまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

やはり、地域格差、料金格差等が出ておりますので、そういったものも十分検討していただきたいというふうに思います。

また、ほかに、居宅介護支援事業の助成についてなんですけれども、これは、今回、一応新規ということなんですけれども、具体的な計画について、答弁をお願いいたします。

○市民部長（和田文夫君）

お答えします。

八街市高齢者福祉計画、第7期介護保険事業計画に基づきまして、地域密着型サービス事業の基盤整備を図るために、昨年、小規模多機能型居宅介護事業所を、これまで事業所なかった八街南中学校区生活圏域に1カ所の公募を行った結果、社会福祉法人生活クラブに決定しております。本事業につきましては、第7期計画期間中に完了する予定でございます。

○鈴木広美君

そうしますと、南中学校区にできると、ほぼ八街全ての学区にそろうというような理解をしております。これも早い段階でできるようにお願いをしたいと思います。

続きまして、同じく新規事業になろうかと思うんですが、特定健診、診断受診の勧奨について、これは特に、人工知能、AIを用いての内容というふうに聞いておりますけれども、その辺をもう少し具体的にご説明いただければと思います。

○国保年金課長（吉田正明君）

これは、低迷をしております特定健診の受診率の向上を図るということで、千葉県国保連合会の方で実施をしております人工知能を活用した特定健康診査受診率向上事業というものを

本市でも新年度から取り組もうとするものでございます。その具体的な内容でございますけれども、特定健診の受診歴、あるいは、その健診の結果、年齢や性別、あるいは、問診票によります生活習慣など、そういったさまざまなデータを人工知能を使って解析していただきまして、それをもとにして、勧奨しなくても受診する確率の高い方、あるいは、勧奨通知を送れば受診する確率の高い方、勧奨通知を送っても受診する確率の低い方、こういった形に振り分けを行いまして、それぞれの心理特性に合わせたメッセージによる通知というものを送付させていただきます。健診を受診しない方の多くの方というのは、忙しいし、元気だから大丈夫ですと。あるいは、何となく受けていませんといったものが見られますことから、毎年健診を受けることは当然のことなんだということを感じ取ってもらいまして、健診を受けるということを習慣化してもらえるような、そういったメッセージ性のある勧奨通知を送るということで、それが受診のきっかけ作りとなって受診率の向上につながればということから、事業の実施を予定しているものでございます。

○鈴木広美君

受診率向上ということで、また、これは今回、人工知能、AIという分野で取り組みを考えていると。これは多分平成29年度ぐらいから話が出ていたと思うんですけども、これに準じて、近隣市、あるいは、県内でこういったものに取り組んでいるところがどれぐらいあるのか、わかればお願いいたします。

○国保年金課長（吉田正明君）

県内におきましては、既に14の市町でこの事業を実施しておりまして、印旛管内で申し上げますと、四街道市さんの方で既に実施をしているところでございます。また、本市と同じように、平成31年度からの導入ということで、5の市町の方で検討しているというようなことを伺っているところでございます。

○鈴木広美君

近隣市、あるいは、県内でもまだそんなに多く出ているような内容ではないので、そういった部分では八街も一歩前へ出たかなというふうに思います。そういったものを使って受診率の向上につなげていっていただきたいと、こういうふうに思います。

次に、健康寿命に関して、市長の方からお話があったと思うんですけども、生涯学習に関する健康寿命の延伸ということでお話がありましたけれども、ちょっと角度を変えて、健康寿命延伸のために、各施設でのお話はありましたが、やはり健康ということになると、体を動かすというものがやはりもう1つあるのかなというふうに思うんですが、その中で、以前からお話を私もしているのですけれども、スポーツプラザのトレーニングジムの拡充、あるいは充実、そういった分野からのお考えはどのようになっているのか、お伺いいたします。

○教育次長（村山のり子君）

現在、スポーツプラザのトレーニング室には12種類、17台の器具を設置しております。各器具は設置からの年数が経過しておりますが、毎年点検を行い、対応しているのが実態でございます。今後、体力作りの観点からも、利用者からの要望やトレーニング室の利用状況

などを踏まえまして、器具の入れかえなど、整備計画等につきまして検討してまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

健康寿命ということで、今、テレビ等でもよく出ておりますけども、人生100年時代というふうに言われております。そういった中で、やはり、こういった体を動かしながらの健康を考えていくという意味では、そういった環境も作っていかねばいけないんだというふうに考えておりますので、早い段階で、やはり、スポーツプラザのジムに関しまして、新しい器械、あるいは、スペース的なもの、そういったものを整えていっていただきたいというふうにお願いをしておきます。

それでは、④の「安全・安心」について、お願いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

災害が発生した場合において、市役所、消防、警察などが市民の生命、財産を守ることは当然のことでございますが、あわせまして、地域住民の自助、共助の意識と、そのための事前の備えが大変重要となることは、論を待たないところでございます。このことから、市では自主防災組織の設立について地域に呼びかけているところでございまして、平成31年度には新たに5カ所の設立を見込んで、必要な資機材等の支援をするための予算を計上いたしました。これからも地域の防災対策には地域住民の皆様の協力が不可欠でございますので、積極的に自主防災組織の設立強化に努めてまいります。

また、本市の消防・防災活動は、常備消防機関とともに、非常備消防組織である地域の消防団員によるところが大変大きいのが実情でございます。平成31年度は、消防団活動の充実とともに、人材育成を図るため、女性消防団員を対象とした消防教育訓練の研修費用を計上いたしました。防災対策として、市役所庁舎の改修等につきましては、平成30年度に庁舎の耐震化を実施し、防災拠点としての機能強化を図ったところでございます。平成31年度につきましては、引き続き第一庁舎の空調設備更新を行うための実施設計業務を計上したほか、第二庁舎の解体工事を予算計上いたしました。けやきの森公園につきましては、美しい自然を生かした市民の憩いの場とともに、本市防災計画において避難場所として指定されていることから、今年度は国道409号からの進入路拡幅工事と防災用井戸の設置工事を実施しているところでございます。平成31年度につきましては、一層の防災機能の充実を図るため、LED園路灯の整備とともに、北側道路の拡幅及び駐車場を整備するための経費を計上いたしました。今後につきましても、本市の安全・安心を高めるため、警察、消防とも連携をしながら努力してまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

この4番目の安全・安心については、また後ほどのほかの一般質問の中で、うちの方の会派の議員が細かく質問をしたいということですので、ここは私の方はそのままにしておきたいと思っております。

続きまして、⑤の「産業の活性」について、ご説明をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

地域のにぎわいは、農・商・工業のバランスのとれた産業の活性化が必要不可欠でございます。特に本市では農業を基幹産業と位置付けており、落花生、生姜、ニンジン、里芋、スイカなどの農産物はもとより、農産物から派生した商品を加工・販売する工場・商店などによりにぎわってきた街でもあることから、農業振興は本市の活性化にとって大変重要な課題であると認識しております。しかし、現状は、農業後継者の減少、農業従事者の高齢化等により、農産物の生産を支えてきた優良農地の荒廃が進んでいます。そこで、耕作放棄地の解消に貢献する担い手で、農地を集積し、経営規模の拡大を図る意欲のある農家に対し、農産物の生産、出荷に必要な農業機械等の整備を支援してまいります。また、農家からの多種多様な相談に対して、千葉県農業者総合支援センターと連携を図りながら、農家に対する支援に積極的に取り組んでまいります。

昨年の落花生まつりは多くの来場者を迎え、大変盛会裏に終了することができました。平成31年度では、昨年の落花生まつりを検証し、反省を踏まえた上で、さらに内容の充実を図って実施するため、必要な予算を計上いたしました。今後も継続して実施することによりまして、八街市の目玉イベントとして定着させてまいりたいと考えております。これからもさまざまな活動、機会を通じまして、本市産業の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

その中で1点だけご質問したいのですけれども、新規事業として今回上がっているのが、園芸生産拡大支援事業補助金のことです。これは、以前、平成28年度、29年度には一度行われていたものが、今年度、平成30年度はなかった。またこれが平成31年度に復活したわけですけれども、これの具体的内容、これは約930万円の予算が上がっておりますので、その辺について、どの程度内容が決まっているのか、お願いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

園芸生産拡大支援事業費は、耕作放棄地解消に貢献する担い手農家に対し、露地野菜等の生産に必要な農業機械等の整備を支援する県の補助事業で、平成31年度予算では、耕作放棄地となっている農地を借り受け、その農地で耕作を予定している農家の方から省力機械の導入の要望があり、その要望に基づいて計上させていただいたものでございます。

○鈴木広美君

今、要望があつてということなんですけれども、そうしますと、これの対象場所、それから、面積、それから、補助率ですね。そういったものがわかるようでしたらお願いいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

耕作放棄地の場所につきましては、夕日丘地区、西林地区で、面積は合わせて約1.1ヘクタールです。

タールでございます。補助率につきましては、耕作放棄地の再生面積に応じて段階的に設定されており、20アール以上50アール未満で3分の1、50アール以上1ヘクタール未満で2分の1、1ヘクタール以上で3分の2となっております。

○鈴木広美君

そういった対象場所が出ているということで、やはり、遊休農地等の問題もございますので、こういった事業はもっと数ができるような形がとればいいのかというふうに考えております。

次に、⑥なんですけれども、今まで、市長の5つの柱についていろいろと質問させていただきました。基本的に、やはり、八街市総合計画2015、これがもとになっているかと思うんですけれども、今お話が出たこの5つの柱と総合計画2015との整合性、これについて答弁をお願いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市では、市の最上位計画でございます八街市総合計画2015をもとに、八街市の産業の振興、人口減少対策、魅力発信、地域の活性化など、ふるさと八街の街づくりに取り組んでおります。私が昨年の市長選挙におきまして掲げた笑顔あふれるドリームシティやちまたの創生とその実現に向けた5つの取り組みは、本市総合計画の根本的な考え方や、その目的と異なるものではございません。私の公約は、総合計画に掲げられた街づくりと同様、市民の皆様方にとってよりよい八街を実現するためのものであり、その基本理念を具現化するための私の考える街づくりの施策を表明したものでございますので、本市総合計画の目指すべき街づくりとは一致しているものと考えております。市政方針でご説明したとおり、平成31年度当初予算の編成に当たりましても、私が公約に掲げた事業が基本構想の8つの街づくりに沿って施策を展開することとしており、整合が図られているものと考えております。また、現在、2020年度から始まる後期基本計画の策定作業の準備をしておりますことから、この中におきましても、市民意向調査等の結果を十分踏まえつつ、私の公約の実現を図ってまいりたいと考えております。本市を取り巻く状況は依然として厳しい状況にありますが、今後におきましても、持続可能な社会の構築、個性を生かした街づくりに向けて、八街市総合計画2015をもとに着実に各種施策を推進することによりまして、よりよい八街市の実現に努めてまいりたいと考えております。

○鈴木広美君

整合性について、今、ご説明をいただきました。八街総合計画と笑顔あふれるドリームシティやちまた、以前にもお話ししましたが、ドリームということで、夢で終わらないように、実現に向けて取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、質問事項2、学校・教育問題について、幾つか質問をさせていただきます。

まず最初に、（1）教育委員会の新年度に向けての考え方ということで、加曾利教育長の新年度に向けての教育方針、それをまずお聞きしたいと思います。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

学校教育としては、今まで市の教育目標としてきた「豊かな心を持ち、夢を抱き、たくましく生きる幼児、児童・生徒の育成を図る」を大切に継続しつつ、より時代に即した、八街市が近い将来必要とする生きる力をしっかり持った人材育成に取り組んでいきます。

まずは、新学習指導要領で目標としている基礎・基本内容を重視し、主体的、対話的で深い学びの実現を目指し、みずから進んで学習に取り組む児童・生徒の育成に全力で取り組みたいと考えております。そのためには、楽しい学校、楽しい授業づくりを何よりも重視したいと考えております。

児童・生徒、一人一人が将来の自分像をしっかり持ち、夢を持って学習に取り組ませるために、次年度は次の4点を特に重視していきたいと考えております。

1点目は、学びのモデルチェンジです。整備を進めているICT環境をフルに生かし、学校でなくてはできない協働的な学習の展開を目指します。そのような学びの実現のためにも、市教育センターの機能を強化し、新しい時代に合わせて学び続ける教師への支援もあわせて充実させてまいります。

2つ目は、グローバル人材の育成です。配置を進めたALTを柔軟かつ積極的に活用し、ICT環境を生かした日常的な海外交流やグローバルイングリッシュキャンプの開催などを進めます。オールイングリッシュの授業やイマージョン教育を見据えた教員研修、幼稚園、保育園に向けた早期英語教育にも取り組みます。

3つ目は、心地よい生活・学校環境です。教育相談体制のさらなる強化のために、職員研修の充実を進めます。また、八街市に住む全ての子どもに切れ目のない支援が行き渡るよう、相談支援体制や関係機関との連携を強化し、問題、課題に対する早期支援を進めます。

4つ目は、教職員の働き方改革です。学校現場の働き方を大きく変え、本来学校が求められていることに集中できる環境を整えていきたいと考えます。学校や地域としっかりと共通理解を図りながら、丁寧に進めてまいります。

これらの実現のために、民間の持つ課題解決と人材育成の手法や、大学、研究機関等の研究成果をもとにした教育方法を積極的に取り入れ、そして連携していくことで、児童・生徒が主体的に学習し、活動できる場の設定を進めます。以上の4点を含め、学力向上と長欠解消に向けて、丁寧に取り組んでまいります。

○鈴木広美君

今、教育長の新年度に向けての教育方針ということで、その中で、4つ挙げられた内容の中で、私は、3つ目の切れ目のない支援、子どもたちに対する切れ目のない支援ということでお話がありました。

それに関連して、毎日のように、千葉県野田市の児童虐待で亡くなられた子どもさんのお話がどんどん日々解明されて出てきております。非常にあってはならない内容であろうかと思えます。そういう観点から、児童虐待に関する先ほど教育長が言われていました切れ目のな

い支援、そういった中で、報道機関でも言われております関係機関との連携、これをすごく重視されている部分があるかと思えます。そういったところから、八街市において、関係機関との連携の対応マニュアルですか、そういったものが明確にきちっとされているのか、その辺をお聞きいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

まずは、昨今、報道されております野田市の事件に対しまして、私の方から、その事件で亡くなりました心愛さんに哀悼の意をあらわすとともに、八街市でこのようなことが無いように願う。そして、八街市教育委員会としては、こういうことが八街市で起きないように全力で取り組んでいくということを、まずはお話を申し上げたいと思えます。

この件については、虐待についての詳細はわかってはいない段階ですが、今の段階で八街市が取り組んでいることを、少しお話をさせていただきたいなと思ってございます。

まずは、各学校には学校危機管理マニュアルというものがございます。各学校の事情に合わせて、各学校で作成しておりますが、いま一度虐待について、その内容が盛り込まれているか、また、盛り込まれていない場合は、それをどのように入れるのかということをフローチャートを含めて、新たにその危機管理マニュアルを見直しているところでございます。

また、もう一つは、やはりこれは、連携ということが非常に大事なことになりますので、学校、教育委員会、そして、必要であれば、警察等の関係機関と連携がとれるような確認を、そのルールといいましょうか、どのような仕組みになっているかということを確認したところでございます。

最後に、2月15日付で、私の方で、教育委員会の方で、児童・生徒への虐待が疑われる場合の対応についてということで、市内の幼稚園、小学校、中学校の全保護者宛てに、教育委員会から文書を出してございます。これは、私の思いも込めまして、こういう虐待は絶対に許されないんだ。そして、虐待と思われる事案があった場合には、このように対応してくださいということを保護者の方にもお願いしておる文書でございます。

その文書の中には、児童相談所全国共通ダイヤル189というのがございます。その189を全保護者で改めて確認をしていただいて、虐待が疑われる場合、これはネグレクトといいますが、保護者の養育放棄等も含めた部分ですけれども、そういうものを八街市の全家庭で対応していきましょう。そして、八街市教育委員会もルールに従って、厳格にこの部分は対応していくというのを2月15日付で、私の思いを込めて出させていただいたところでございます。

○鈴木広美君

連携に関して、やはりこれは、我々大人たちも見て見ぬふりをしない。また、やはり連携をとって、その子どもたちを最後まできちんと見ていかなければいけないというふうに思っております。

また、総務省の調べによりますと、ここ1、2年の間に、児童相談所に関するところに、い

じめ、それから、虐待等を含めると、13万7千件以上の問い合わせがあると。しかしながら、全国で児童相談所は212カ所、そこで働いている方が3千200名ちょっとしかいないというような現状もあります。

そういった中で、やはり地域が一緒になって、こういったものに関して、もう少し目を光らせていかなければいけないんじゃないかな、また、横の連携もとっていかなければいけないんじゃないかなというふうに感じておりますので、八街でも起こり得る可能性がある問題だとは思っておりますので、その辺は十分に検討、あるいはちゃんと対応策、そういったもの、また、途中で見放すことのないようにやっていただきたいというふうに思います。

また、4つ目の働き方改革の部分でお聞きしたいんですけども、この働き方を考える中で、今、八中学区で、私は常々、学校教育問題になりますと、必ず3学期2期制と3学期制の件についてお話をさせていただいておるんですけども、もう3年がたとうかと思えます。そういった中で、この3学期制と3学期2期制、これの検証と評価、比べたときに、そういったもののデータ、そういった検証がされているのかをお聞きいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

3学期2期制は、今、議員の方がおっしゃいましたように、八街中学校区で実施しておりますのでございます。スタートは学力向上、それをどう進めていくのかということでスタートしたところでございます。

その3校に、今までやりました評価をいただくと、メリットとしては、やはり授業を進めるこま数、授業時間が増えたということ。また、教職員が短縮日課をせずに授業に取り組めるので、非常に教材研究等がしやすくなったというのが主なものでございます。

ただ、デメリットといたしまして、やはり保護者との通知表を通してのやりとりの回数が減ったので、その辺のやりとりが面談等を通してやらなければいけなくなったと。そういうところが今後課題なのかなということで、おおむねメリットの方が多いということで確認はしてございます。

このことについては、教育委員会としましては、スタートは学力向上で始まった3学期2期制ですが、昨今、話題になっております働き方改革、そのことについても3学期2期制で検証をしていかなければいけないだろうということで、学力向上も取り組んでおりますけれども、今後は、働き方改革ということで3学期2期制はどのような影響があるのかということも研究に入れて、継続して研究していくつもりでございます。

全学校、全ての八街市の小・中学校で3学期2期制を取り入れてみたらという意見もございますけれども、やはり学校教育というのは校長が、ご自分の教育理念、そして、経験から基づいて行っておるところでございます。3学期2期制のメリット、デメリットについては、校長会を通しまして、丁寧に説明をしておくつもりですが、そのメリット、デメリットを各校長先生にご理解いただいた上で、ご自分の教育方針と地域性を鑑みながら、学校経営をしていただきたいなと私は思っております。

ですので、こちらの方で、八街市全体を3学期2期制にするとか、しないとかというのは、私の方から指示するつもりはございませんけれども、各校長は、その働き方改革、そして、学力向上に向けて、各自の教育理念に基づいて実践しておるところでございます。

○鈴木広美君

非常に前向きなすばらしい答弁をいただきました。やはり働き方改革を含めた形での3学期2期制、いろいろと地域性もございますので、各学区でいろいろとあろうかと思えます。そういった中で検証しながら、いい取り組み方法を考えていただければというふうをお願いいたします。

続きまして、②番の小・中学校の新年度予算で、いろいろと建物等のハードの部分に関してのお話等はいただきました。また、そのほかのソフト面も含めての重点施策がありましたらお願いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

施設整備の重点施策につきましては、繰越事業となりますが、小・中学区の空調設備の工事を新年度にて実施いたします。そのほかに、八街中学校の屋内運動場非構造部材耐震改修工事、並びに八街南中学校の屋内運動場屋根改修等の大規模改修工事の設計業務を実施いたします。また、小学校のトイレ環境の向上を目的に、トイレ洗浄殺菌装置を二州小学校と八街北小学校に新たに設置いたします。中学校につきましては、消防設備の改修工事等を実施するなど、児童・生徒の安心・安全を第一に考え、施設の管理、整備に努めてまいります。

次に、学校教育の重点施策ですが、まず、全小・中学校に、教育用コンピューターとしてタブレット端末を配置すると同時に、ICT支援員の派遣日数を増やし、教育環境をより充実させてまいります。また、市教育センターに専任の指導主事を配置し、学校現場の教職員の支援体制を強化すると同時に、市の児童・生徒の学力向上施策の充実を図ります。

さらに、子どもたちの家庭環境や心身発達上の諸問題の解決のために、関係機関とのコーディネートを図るスクールソーシャルワーカーの勤務日数を、現在の週2日から3日に増やし、教育環境のセーフティーネットを広げ、安心して学ぶことができる生活の基盤作りを支援していきます。

以上のような施策を推し進め、夢を持ち、未来を自分の手で切り開くことができるグローバルな人材を育成してまいります。

○鈴木広美君

今の施策は市長答弁にもございましたので、あえてまた細かな部分はお聞きはいたしませんけれども、続きまして③番、これは、小・中学校のエアコンの件なんですけれども、今現在の、まだ設計業務が終わった段階というぐらいでしかまだ聞いておりませんが、今年、小学校は夏休みに全国で集中するというのもございます。また、平成31年度内に中学校まで取りかかるということで、これは確認を含めて、今のエアコン設置に向けての状況をお願いいたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

小学校の空調設備設置については、現在、設計業務を委託中であり、完了次第、入札公告に向けて準備を行い、来年度の早い時期に契約できるよう進めているところです。中学校につきましては、先日、設計業務委託の契約候補者が決定し、2月25日の契約予定となっています。工事につきましては、9月初旬頃に契約できるよう進めております。また、資材、職人の不足が懸念されておりますが、経済産業省からは、空調機器を製造する企業に対し、機器の量産を依頼しており、また、千葉県においても関係団体宛てに協力要請を行っているところです。

今後も情報の動向を注視しながら、円滑な設備設置に向けて努力してまいります。

○鈴木広美君

平成31年度内に完全に終わるように進めていっていただきたいと、最後にそれをお願いいたします。私の質問を終わりにいたします。

○議長（木村利晴君）

以上で、誠和会、鈴木広美議員の代表質問を終了します。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。関連質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

関連質問はありませんので、これで関連質問を終了します。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午後 2時00分）

（再開 午後 2時10分）

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、新誠会、石井孝昭議員の代表質問を許します。

○石井孝昭君

新誠会、石井孝昭でございます。

今議会におきまして、5点の代表質問の項目を質問させていただきたいと思っております。それでは早速質問に入らせていただきます。

質問事項1、地域消防力の強化について、防災施設拠点整備についてお伺いをいたします。昭和47年に佐倉市、八街市、当時の八街町、酒々井町消防組合が発足し、早47年が経過いたしました。当消防組合では、社会環境の複雑化、地域構造の変化に伴い、複雑多様化する各種災害から地域住民を守るため、消防力の強化を計画的に推進し、消防体制の整備を推進しております。既に1本部4署5出張所全てに、消防庁舎において耐震化を終えております。

消防組合実施3カ年整備計画によると、消防署所の整備の中で、志津消防署（昭和58年12月開設）及び八街南部出張所（昭和52年12月開設）の老朽化の進行と、今後の維持管理方法並びに勤務環境の改善が喫緊の課題とされております。

そこで、お伺いいたします。消防施設拠点整備について、八街消防署南部出張所の施設整備拡充について、ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

八街消防署八街南部出張所庁舎につきましては、昭和52年12月に、旧耐震基準で建築され、41年が経過いたしました。その間、阪神・淡路大震災を契機に耐震診断を実施した結果、地震の震動及び衝撃に対して、倒壊、もしくは崩壊する危険性があるとの判定結果を受け、平成24年度に耐震補強工事を実施し、現在に至っているところでございます。

しかしながら、南部出張所につきましては、配置職員に対する適正な執務室の面積確保、救急消毒室の設置及び仮眠室の個室化など、執務環境の整備がおくれており、災害対応力の強化のための対応が必要となっております。このため、老朽化した庁舎の増改築等が必要なことから、佐倉市、八街市、酒々井町消防組合の2020年度から2022年度の実施3カ年整備計画の中で、構成市町と調整を図り検討を始めることとしており、現在、消防組合と整備時期及び増改築の内容等を協議しているところでございます。また、今後は、地権者や地元区との合意形成を図りながら、施設整備を進めてまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

ご答弁ありがとうございました。

先般、消防議会で、佐倉消防署神門出張所というのが新しく改築工事が終了いたしました。鉄骨造2階建ての出張所を視察させていただいたんですけども、市長と林両議員とともに視察をさせていただきました。とても素晴らしい先端資機材が配備されていまして、消防吏員の宿直時の個室化、これもきっちりと確保をされておりました。勤務環境の改善がなされておるということは、消防署員、消防吏員のやはり士気高揚にもつながっていくのかなと、このように思って、一日も早く南部出張所もこのようになればいいなと、このように思った次第であります。

ご案内のとおり、南部出張所につきましては、昭和52年に建築をされて41年が経過しております。耐震工事が終わっているとはいえ、消防署所の整備において、やはり仮眠室の個室化の問題であります。今、相部屋ということで、睡眠がそのような形で利用されているんですけども、個室化に向けての整備拡充が喫緊の課題だなと、このように理解をしております。

市長の先ほどの答弁のとおり、2020年から3カ年計画が整備されるということで、先般、2月18日に、佐倉市、八街市、酒々井町消防組合定例議会が行われましたけれども、その中で、この基本計画の見直しがされていくということでもあります。消防体制の整備として、南部出張所の用地の拡充、そして、庁舎の増改築について、次期基本計画の中に記載をして

いただくこととなりました。これはとてもありがたいことだと、このように思っております。

今後は、構成市町の議会のご理解とさまざまな地元区、そして、地元、地域の協力を得ないと恐らくでき得ないのかなど、このように思っておりますけれども、例えば南部地域、地元の上砂区、この地域の皆様にもどのような形で連携の協力を願っているのか、ご質問をいたします。

○総務部長（大木俊行君）

先ほど、市長から答弁させていただきましたとおり、2020年から2022年度の3カ年で整備をするということで、現在協議を進めているところでございまして、まだ具体的などころまで話は進んでおりません。地権者の方には、口頭ではご了解をいただいたということでございますが、まだ書面での契約等はされておられませんので、その辺が進み次第、地元の区長等にご相談、また、ご説明をさせていただきたいと思っております。

○石井孝昭君

地元の区、そして、地元の区長の方も、そういう話があったら協力するよということで、区会でも話ができているということでございますので、今後、しっかりと進めていただけるようによろしくお願いをしたいと、このように思っております。

質問要旨2、消防団活動についてご質問をさせていただきたいと思えます。消防団は、地域防災力の一助をなす重要な役割を担っております。常勤の消防吏員とは異なり、火災や大規模災害発生時に自宅や職場から現場に駆け付け、その地域での経験を活かした消火活動・救助活動を行う、非常勤特別職の地方公務員という位置付けでございます。

総務省消防庁の統計では、全国の消防団数は約2千200団、消防団員数は約85万人という現状であります。消防団員の高齢化、地域担い手の減少化などにより、消防団員数は減少の一途であります。しかしながら、消防団員の担う責務は変わらずというより、その比重は地域の担い手として重くなっているという感じがいたします。消防団員に対する市としての取り組みが期待されます。

また、消防団運営の際、消防車の管理が消防団に委任をされます。本市を眺めた際、中心市街地、南部、北部と地域偏差があります。消防力の観点からは、均等で適切な消防車両の適正配備が必要とされます。

そこで、お伺いいたします。八街市の消防団員数の現状と、消防車両の配備計画についてご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

消防車両の更新につきましては、消防力の整備指針、車両整備計画に基づきまして、水槽の必要性などの地域事情、自動車運転免許制度も勘案し、既存の車両種別にとらわれず、消防ポンプ自動車、または小型動力ポンプ付き積載車を毎年度1台更新しております。

また、平成29年3月の自動車運転免許制度の改正により、普通自動車運転免許では運転が

できない車両もあるため、消防団活動に支障を来さないよう、今年度より、八街市消防団員中型自動車及び準中型自動車運転免許取得費補助を行っております。

また今後も、適正な車両の配置及び消防団員への処遇改善を図り、有事の際に備えてまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

消防車両、これは中型免許の話はまた後でさせていただくんですけども、消防車両のポンプ自動車から小型積載車、約1トン弱の水を積んだ小型ポンプ付き自動車に、今、さまざまな分団が車両変更をしておりますけれども、行く行くこのポンプ自動車はどのようなことになっていくのか。つまり、ポンプ自動車を廃止していく形をとるのか、仮に消防団員で中型免許を助成するにしても、とても小さな消防団員数の分団では維持管理が難しくなってくるのかなど。でも、ポンプ自動車を減らしていくと、積載する水の量が非常に小型だと小さかったり、積んでいない自動車は川上にも何機かありますけれども、非常に防災力の弱体化とはいいいませんが、そのようにつながっていくのではないかみたいな話を以前させていただいたことがあるんですけども、その点、ポンプ自動車をやむなく変更していく形、今後どのような計画になっていくのか、もう一度改めてお聞きしたいと思います。

○総務部長（大木俊行君）

消防自動車のポンプにつきましては、地域の水利の状況等、まずこれが一番だと思います。それと、まず、誰でもが運転できる必要がある。先ほど、免許の話も出ましたが、大型であれば中型以上の免許がなければ運転できない。これでは、いざとなったときに運転者がいないということにもなり得るということもありますが、この辺は、先ほどの地域の水利関係の状況等を見ながら車種を決定していきたいと思いますが、本市としては、5トンベースの小型動力ポンプ水槽型を、一応これを中心として考えていきたいというふうには思っております。

○石井孝昭君

わかりました。適正な配備をこれからも続けていただきたいと思いますし、今年、22分団が更新入れかえをされましたけれども、地域の防災力の向上にこれからもよろしくお願い申し上げます。

次に、消防団活動に対する支援策について、ご質問いたします。

先ほど述べましたけれども、消防団員は、自分の仕事を持ちながら非常勤の公務員として活動しております。消防団員報酬の対価はありますけれども、高尚なボランティア精神のもとに、さまざまな負担をして、頭が下がる思いでございます。

そこで、お伺いをいたします。消防団活動に対する支援策について、ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市消防団は、25個の分団で構成されており、それぞれに消防機庫及び消防車両を配備し

ております。機庫に係る光熱水費、放送受信料、車両に係る車検、法定検査、燃料費等、施設及び装備品の維持管理は市で行っております。また、全消防団員を対象に、消防団員等公務災害補償等共済基金及び消防団員等福祉共済に加入し、公務上の災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償できるよう備えております。また、平成26年2月7日、消防庁告示により改正されました、消防団の装備の基準に基づき、消防団員の安全を確保するための装備品として、平成29年度に、耐切創性手袋を全団員に支給し、安全靴につきましては、平成29年度より順次更新しており、来年度には、おおむね全団員への配備が完了いたします。

今後、消防団員の安全を確保すべき装備品の充実を図ってまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

消防団員の耐切創性手袋、この配布がとても喜ばれておりますし、資機材等に関しましても、極力個人負担がないような形で、消防力、別の防災力の一端を担っていただけるようにご支援をしていただきたい、このように思っております。

消防団員の運営もさまざまな見方とか、地域とのつながりの中で厳しい面もあるようにお聞きしておりますので、そういうことを含んでいただいて、これからも応援をしていただけるようお願いをしたいと思います。

そこで、先ほど、中型免許の話が出ましたけれども、中型免許、準中型自動車取得費補助金制度ということで創設をしていただきました。これを取得したのは、今年何分団で、何人の方が取得をしているか、ご質問いたします。

○総務部長（大木俊行君）

今年度申請をしていただいたのは2個分団で、計6名でございます。

○石井孝昭君

普通自動車免許から準中型自動車免許に上乘せというか、免許の更新の補助金をしていることを感謝を申し上げたいというふうに思っております。

私の地元の26分団も数名お世話になっているということで、分団員からお聞きをしておりますけれども、この中型免許に関して、今後、まだたくさんのこれからの新入団員と、まだまだ若い消防団員が取得をしていないようですけれども、現状、当時の普通免許だったものが中型免許に変わっていますけれども、今現在、消防車両を運転できない方、いわゆる5トン未満の免許をお持ちの方は何人ぐらいいるか、把握をしておりますでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

いわゆる普通免許、3.5トン未満でございますが、これは今現在17名でございます。

○石井孝昭君

今年の当初予算を見ると、30万円を中型免許で計上をしていただいておりますので、その17名の方全員ということをお願いいたすんですけども、また分団長会議に、市長をはじめ、総務部長が出席をされる際は、そのような形で喚起をしていただけるように、防災力の向上を図っていただけるように、ご指導をよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

次に3番目の質問に移らせていただきます。

女性消防団員及び機能別消防団の拡充策についてでございます。八街市消防団条例・八街市消防団規則が平成28年9月28日に改正をされ、同年10月1日に施行されております。この改正によりまして、女性消防団員の明記が規則により、機能別消防団が条例及び規則により明記をされております。

現在、女性消防団員は10名となり、本市消防出初め式や防災の啓蒙活動にご尽力をされております。機能別消防団員は、基本団員として5年以上の経験がある方、また、元消防吏員であった者とあります。この経験を活かした地域防災力、地域消防力の向上が期待をされます。

そこで、お伺いいたします。女性消防団員及び機能別消防団の拡充策について、ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成28年9月に、消防団条例及び規則の一部改正を行い、機能別団員及び女性消防班を配置できることといたしました。現在、機能別団員は、10個分団25人、女性消防団員は10人となっております。機能別団員につきましては、基本団員との兼ね合いを考慮し、各分団3名以内としておりますが、これまでの取り組み、今後の活動状況等を踏まえ、当該団員の拡充につきましては、消防委員会及び消防団本部と協議検討をしてみたいと考えております。また、女性消防班につきましては、各分団の編成を15人としていることから、これを目標として、広く募集広報をするとともに、消防団本部指示のもと、火災予防広報、応急手当の普及及び啓発等を図ってみたいと考えております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

2月15日の広報に、女性消防団員がほほ笑ましく掲載をされておりました。とてもうれしく思った次第であります。

八街市消防団規則第5条の2、4に、機能別消防団員数の人数の規定がございます。そこには各分団3名と、こういうふうに記載があるんですけども、今答弁にもありましたけれども、今の消防団員の現状を見ると、480という枠に、平成28年に条例改正をされておりますけれども、実際に出初め式等を見ますと、なかなかちょっと厳しい状況があるなど、このように思っておりますけれども、機能別消防団員の人数の枠をちょっと広げてみたらいいんじゃないかなと、このような意見も地元から挙がっております。

特に川上地域におきましては、各地域1個分団の中で1つの車両を維持しておる中で、若い方といたら語弊がありますけれども、地域の方が地域を守る消防団員、例えば区長を経験した方が次は消防分団長とか、このような分団も幾つか見受けられてきておりますけれども、そのような枠の中で、少なくとも機能別消防団員は枠を広げていったらいいんじゃないかなと思っておるんですけども、お考えはいかがでしょうか。

○総務部長（大木俊行君）

今おっしゃられました機能別消防団員の人数でございますが、これにつきましては、消防委員会及び消防本部の方と十分協議をさせていただきたいと思っております。

○石井孝昭君

その辺は協議をしていただけるということなので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それと、平成19年に、総務省消防庁から通達が各行政に来ているんですけれども、市の消防職員の皆さんに対しての通達ですけれども、各地域の消防団員に入って活躍してほしいと、このような通達が平成19年に来ております。市の消防団に、八街市に在住の方は八街市の消防団に入ると思いますが、それぞれ地域の消防団に入ってくださいことになろうと思っておりますけれども、その辺の、例えば新入職員に対して、以前市長の方は、面接時に消防団員に入るように、このような喚起をしているよという答弁をしておくからと当時いただいたんですけれども、現在、市長は、その辺の新卒の職員についての指導をどのような形でされていらっしゃるのかをお聞きしたいと思います。

○総務部長（大木俊行君）

今おっしゃられました新規採用職員に対しての面接とか、そういう時点での消防団員への勧誘というのは今はやっておりませんが、入ってからの消防活動に対しての理解を、各新規採用職員も含めて、全職員に対して啓発していきたいというふうには考えております。

○石井孝昭君

職員を挙げて、市を挙げて応援をしていただけるように、またお願ひしたいというふうに思っています。

次の質問に移ります。農業問題についてご質問いたします。

まず最初に、農業者担い手に対する広域的な支援策についてでございますけれども、八街市基幹産業である農業を支えているのは農業者の担い手であるというふうに認識しております。市内では、JAの情報によると、正会員、準会員合わせて約3千500世帯ということで市内にはございます。担い手の数は年々減少しております。国、県、市も含めて、広域的な支援策が重要であると認識しておりますけれども、八街市において、農業者担い手に対する広域的な支援策について、ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

農業者の高齢化と減少が進む中、本市の農業を支える担い手を確保、育成するため、新規就農者に対しまして、国の制度を活用し、就農してから最長5年間、経営が不安定な時期に資金を交付する、農業次世代人材投資事業補助金による支援や、その農業次世代人材投資事業補助金の要件に当てはまらない親元就農者は、本市にとりまして、最も重要な担い手であることから、本市独自の農業後継者育成支援給付金を創設し、支援しているところでございます。

また、新規就農者にとりましては、生産基盤である農地の確保は大変なことであり、規模拡

大を目指す農業者に農地を集積することは、市として最も重要な役割であると考えております。このようなことから、農地中間管理機構と連携し、農地の貸し手の掘り起こしや、耕作放棄地の所有者との交渉などにより、担い手への農地の集積を進めているところでございます。また、そのほか省力機械の導入、パイプハウスなど施設化を望む担い手には、補助事業を活用した導入支援を行っております。

今後も、本市の基幹産業であります農業の担い手が、希望を持って農業生産に取り組めるよう、関係機関とも連携して支援してまいります。

○石井孝昭君

近年注目されているのが、農業を魅力として、職業として選択していこうという若者であります。そのような担い手に対して、国・県・市・JAの包括的支援が必要かなど、このように思っております。

現在、国としては、次世代型給付金制度の活用や、産地パワーアップ事業補助金制度。県としては、「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業や、園芸生産拡大支援事業、また、ちば新農業人サポート事業というのがございます。八街市としては、農業後継者育成支援給付金制度等を創設しておりますけれども、JAグループとしても、新規親元就農応援事業として、新規に親元就農する後継者に対して、営農費用を年間10万円支援する制度を創設していただきました。給付金制度でございます。

このような取り組みに対して、今年度4月に創設された千葉県農業者総合支援センターをうまく活用していくべきと、このように思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

担い手の支援は、JAや関係団体との連携は欠かせないものと考えております。石井議員のご質問にありました、千葉県農業者総合支援センターは、農業者の総合的な相談窓口として、平成30年4月1日に設立されたもので、農業者にとりましては重要な機関になるものと考えております。今後も、JA及び千葉県農業者総合支援センターと連携し、担い手支援に努めてまいります。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

また、農林水産省では、農業女子が農業の担い手の一翼として魅力を感じて、3Kといわれた農業ではなくて、おしゃれで格好よいという捉え方で行っている農業女子プロジェクトを推進しています。農業女子プロジェクトは、女性農業者が日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵や、さまざまな企業の技術・ノウハウ・アイデアなどを結び付けて、新たな商品やサービス、情報を創造して、社会に広く発信していくためのプロジェクトであります。

このプロジェクトを通じて、農業内外の多様な企業・団体と連携し、農業で活躍する女性の姿をさまざまな切り口から情報発信することにより、社会全体での女性農業者の存在感を高

め、あわせて職業としての農業を選択する若手女性の増加を図っております。地域の重要な担い手である農業女子に対する支援策は本市にありますでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

女性農業者は、本市の農業にとりまして重要な役割があり、担い手でもあります。市では、国の補助金や市の給付金による新規就農や後継者への支援を行っているほか、女性農業者で組織する団体の活動にも支援しているところでございます。

今後、さらに女性農業者が希望を持って農業生産に取り組めるよう、支援策につきましては研究してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

次の質問に移ります。

本市では、平成27年度より、八街市農業体験ツアーの実施を行っております。来援客の皆様には大変ご好評だとお聞きをしておりますけれども、農業体験を通じて八街市の魅力を知っていただき、また八街に来たいなど、農業をしてみたいなど思っていたきたい。このような施策が必要不可欠であると存じます。

そこで、お伺ひいたします。八街市農業体験ツアーの実施状況と効果についてお聞きします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

農業体験ツアーにつきましては、主に都市部の住民と生産者との交流を図り、本市の特産品である落花生や新鮮野菜等の掘り取り体験を通じまして、農業の魅力を紹介し、再び本市を訪れていただくことを目的として実施しているところでございます。平成27年度は、国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を活用しまして、8回のツアーを実施し、328人の方に参加していただきました。翌年度以降は、市の一般財源により、毎年4回のツアーを実施しており、参加者は平成28年度に138人、平成29年度に149人、今年度は168人となっております。なお、現在は、ツアーごとに対象地区を限定し、浦安市や文京区、また、平成29年度からは、千葉大学園芸学部の学生を対象として実施しておりますが、近年では、募集定員を上回る申し込みがあり、抽選となっているツアーもございます。

このような状況から、本市の農業、並びに農産物の魅力発信において、農業体験ツアーは一定の効果が出ているものと認識しており、今後は、新規対象地区の開拓においても積極的に検討してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

農業体験ツアーは、グリーンツーリズムとしての概念としても捉えられており、緑豊かな農村・山村・漁村に出かけて、農家民宿などに滞在して、その地域の農林水産業や文化、自然を体験したり、地元の方々との交流をしながら余暇を楽しむということで、スローライフや

スローフードといった考え方が登場しております。田舎の価値が見出される中で、新しい旅行形態として近年特に注目をされてきています。

例えば、地元旅行会社は幾つかございますけれども、こことか、大手の旅行企画会社等とこの八街市農業体験ツアーを織り込んでいただいて、八街市農業体験ツアーというものを旅行会社と共同で計画していこうと、このような企画をしていくお考えはいかがでしょうか。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

現在実施しております農業体験ツアーにつきましては、地元の旅行会社であります、八街観光株式会社に企画及び運営を依頼しているところでございます。また、平成28年度から、千葉プロモーション協議会が主催する旅行者などを対象といたしました首都圏商談会に毎年参加し、本市の農業体験を各旅行会社が企画するパッケージツアー等に取り込んでいただけるよう、セールス活動にも取り組んでおり、今後もさまざまな機会を活用して、PRを図ってまいります。

○石井孝昭君

交流人口、関係人口とも関わってきますので、ぜひとも積極的な人々が往来していただける八街市に導いていただけるようお願いをしないと、このように思っております。

次の質問に移ります。

本市では、平成29年度より、千葉大学園芸学部との締結した協定書に基づき、千葉大学園芸学部の学生を対象にインターンシップを実施しております。実施後約2年が経過しようとしておりますけれども、本市の農業者の具体的な受入状況、また、千葉大学園芸学部との提携及び今後の発展はいかがか、お伺いをいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成29年3月21日に、本市と千葉大学大学院園芸学研究科及び千葉大学環境健康フィールド科学センターとは、教育・研究・事業等に関わる分野での援助・協力に関する協定を締結し、以来、本市の基幹産業である農業分野をはじめとした事業を連携して進めてきたところでございます。千葉大学園芸学部は国内で唯一の園芸学部であり、世界でも最先端の研究を行うとともに、農業分野を支える人材を育成している高等教育機関ではありますが、現在、入学している学生の大部分は農家ではない家庭の出身であり、また、大学の授業や研究においても、農作業や土に触れる機会が少ないと聞いております。

インターンシップは、そのような背景のもと、学生に実際の農業の現場を知ってもらい、課題を見付け、解決するための研究につなげてもらいたいという大学側のニーズと、農業後継者の確保と学生の受け入れを通じまして、千葉大学との連携を強化し、地方創生につなげたいという本市のニーズが合わさり、始まった事業でございます。

実施状況につきましては、平成29年度は2名、本年度は、現時点で2名の受け入れを行いました。受け入れ先につきましては、市内の農家宅を中心として、落花生加工場や野菜の集

出荷施設、農業用水利施設などで実施したところでございます。なお、本年度は、好評につき追加の応募があり、現在、3月に2回目の受け入れを実施する予定で調整をしているところでございます。

事業の成果という点では、まだ受け入れを始めて2年目であり、また、初年度に受け入れた学生がまだ在学中ということもあり、評価が難しいところではございます。しかしながら、インターンシップに参加した学生が本市の農業に触れることによりまして、また、本市の農業者が千葉大学園芸学部の最先端の研究内容に触れることにより、必ず本市農業の発展や問題解決につながる成果が生まれるものと期待しております。

なお、過去のインターンシップの参加者からは、「大学での農場実習ではできない、多くの農作業を経験することができてよかった」、「畑での作業だけでなく、野菜の出荷、資材の購入にまで立ち会うことができ、農業の現場に関わるさまざまな人の動きを知ることができて、とても参考になりました」、「インターンシップに参加して、農家さんと多くのことを語り合う中で、自分が将来何をやりたいのかをじっくり考えることができました」、「八街市での経験が、自分の住む地域の農業や、それに関わる物事への新たな興味や視点が生まれるきっかけになった」など、非常に好評であり、前向きな感想をいただいたところでございます。

今後の発展につきましては、学生の受け入れを継続することで千葉大学園芸学部との連携を強化し、さらに、本年2月1日に、JAグループちばと千葉大学との間で、包括連携協力に関する協定を締結したとの情報も聞いております。JAを含めた3者の協力体制を整え、将来的には、共同研究の実施、新技術の導入などにより、本市の農業の発展につながることを期待しているところでございます。

○石井孝昭君

単位取得ということで、学生においては40時間の实地履修時間ということでお聞きしておりますけれども、提携型と非提携型ということで、今年は、また2人から3名ということで、とても喜ばしく思っております。

また、指導農業士会、農業士会の受け入れについてもちょっとお聞きしようとは思ったんですけど、もう少し推移を見て、皆さんの反応をお聞きしてみたいなど、このように思っております。

今、市長答弁にもありましたけれども、平成31年度の予算では、農業体験インターンシップ業務として100万円を計上とされております。JA千葉中央会、そして先日、千葉大学との間で農業に関する共同研究や人材育成に向けた包括連携協定書が締結をされました。市長の答弁にもございました。

やはりAIやICT、これを利用していく中で、千葉大学の徳久学長は、千葉県の農業振興に資する新たなイノベーション創出を期待していると、このように述べられております。JAの会長も、農業生産や所得の拡大に向けて協力していきたいと、このように述べられています。千葉大学の学生を農家の生産現場に派遣して、農業を肌で感じるインターンシップ

も導入していくということが決まりました。大学院生には、農家と一緒に生産改革に取り組むコンサルティング演習の実施も検討していくということでもあります。ここで私は、産・官・学ということで、産業はJ A、官は八街市、学は千葉大学と、この産・官・学の連携を、今後、さらに結び付きが濃い八街市にできるのではないかなど、このように思っております。

本市は既に、インターンシップ協定を大学と結んでおいて、実施の状況を図っている中で、このたびの報道は、本市の農業にとっても、とても有益な連携が図られるのではないかなどというふうに思っています。農業の振興はJ A抜きでは図れないと、北村市長は常々申されておりますので、今後、J A千葉みらいも含めて連携をもっと図っていただきたいと、このように思っております。

また、千葉県農業大学校が東金地先にございますけれども、この千葉県農業大学校との連携はどのように視野に入れているのか、お聞きいたします。

○経済環境部長（黒崎淳一君）

お答えいたします。

千葉県立農業大学校の農業科では、農家宅での実習が必修科目となっております。実習先は、原則として指導農業士に認証された県内の農家が対象とのことで、本市の指導農業士も受け入れ先であると聞いております。農業大学校は、あくまでも正規のカリキュラムでの受け入れとなっておりますので、本市の農業体験インターンシップ事業に絡めるのは難しいということは、大学側から伺っております。

インターンシップでの連携は難しいですが、先日、農業大学校の先生と学生が本市に来訪され、現在取り組まれている研究内容についてお話を伺う機会があり、今後の成果が期待できる内容でもあり、研究の成果を農家へ普及させるため、本市と農業大学校との連携を強化していきたいとの申し出をいただきました。どのような形で連携できるかにつきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

大学生、農業大学生も含めて、大きな次期担い手の一翼を担っていただければと思いますので、研究をしていただきたいと、このように思っております。

次の質問に移ります。

健康増進について。生活習慣病の予防についてお伺いいたします。40歳から75歳未満の加入者を対象とする内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病予防のための健康診査（特定健康診査）及び保健指導（特定保健指導）であり、医療費の増大に適切に対処する観点から、これまで以上に、生活習慣病を中心とした疾病予防を重視することとし、高齢者の医療の確保に関する法律により、平成20年4月から、各医療保険者に対して実施が義務付けられました。健診項目は、身体計測・血圧・血中脂質検査・肝機能検査・血糖検査・尿検査等であります。

そこで、お伺いいたします。特定健康診査の取り組み及び各種受診率の現状について、ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

平成30年度の特定健康診査の取り組みにつきましては、4月の医師会定例会、6月のシニアクラブ連合会会長会議におきまして、特定健康診査への受診勧奨の協力を依頼するとともに、健康への関心を持っていただけるよう、医師や管理栄養士による市民を対象とした講演会を2日間開催いたしました。

特定健康診査は、8月3日から10月24日までの間に、土曜、日曜を含む24日間で、延べ33会場で実施いたしました。その際、被保険者の利便性と受診率の向上を目指すことを目的とし、後期高齢者健康診査、肝炎ウイルス検査、前立腺がん検査も同時に実施したところでございます。

特定健康診査の未受診者対策といたしましては、受診率の低い年齢を対象に、後半に実施した特定健康診査への受診勧奨通知を送付し、あわせて電話による受診勧奨も実施いたしました。受診率の現状につきましては、平成29年度の実績となりますが、特定健康診査は、人間ドックも含めて28.9パーセントで、前年度に比べて2.2ポイントの増、胃がん検診が16.7パーセントで、0.2ポイントの減、大腸がん検診が28.4パーセントで、0.9ポイントの減、結核・肺がん検診が24.9パーセントで、0.7ポイントの増、子宮頸がん検診が18.6パーセントで、0.3ポイントの減、乳がん検診が38.4パーセントで、0.7ポイントの減でございます。

なお、特定健康診査の受診率向上に向けた新たな取り組みといたしまして、JA組合員の健診データ提供費用と、人工知能（AI）を活用した健診未受診者に対する受診勧奨に係る費用を新年度予算に計上しております。

○石井孝昭君

では、2問目に続けてご質問いたします。特定健康指導の取り組みについてお伺いいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

本市における特定保健指導の取り組みといたしましては、毎年8月に実施しております、特定健康診査の結果、腹囲またはBMIの数値が基準を超えた方を血糖、脂質、血圧の追加リスクの多少と喫煙の有無により、動機付け支援と積極的支援の2グループに分け、手紙及び電話にて特定保健指導への参加を促しております。特定保健指導内容は、10月に個別による初回面接を実施し、11月から1月にかけて、電話、または手紙による状況確認及び運動教室を2回、栄養教室1回を集団教室として開催しております。また、1月から2月にかけて中間面接、5月から6月にかけて最終面接を実施しており、約8カ月をかけ、健康に関する不安や疑問等を伺いながら、ご自身に合った生活改善方法を見付けることを目標に実施しております。なお、積極的支援該当者に対しては、この間も手紙や電話により、取り組みの様子を定期的に伺うなど、さらにきめ細かな支援を実施しております。

平成29年度の受診率の実績は、16.8パーセントとなっており、過去の受診率と比較しても横ばい状態ではありますが、今後は、特定健康診査会場で、支援対象に該当する方に声かけをし、その場で初回面接につなげたり、電話による勧奨に力を入れるなど、勧奨方法について工夫をしながら、1人でも多くの方に特定保健指導を受けていただくよう努力してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

特定健康診査、並びに特定健康指導のご答弁をいただきました。国、県の数値より、やはり数ポイント八街が低い状況でございますし、先ほどの受診率においても、ちょっと横ばいから、ちょっと下がっているところも多いかなと。胃がん検診、大腸がん検診等を含めて、非常にちょっと健診率が低いな、このように思っておりますので、これからも有効な健診を続けていただけるような体制をとっていただけるように、巡回指導をよろしくお願ひしたいと、このように思っております。

3番目の特定健康診査、特定保健指導の契約先についてご質問いたします。

先ほどから述べているとおり、特定健康診査、特定保健指導は平成20年度から実施をされております。本市は、どのような団体に委託契約しているのか、選定条件も含めてご質問をいたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国民健康保険の保険者としての特定健康診査は、平成20年度から実施しておりますが、従前から、本市の住民健診の実績があり、健診を専門的に実施する健診設備の充実した医療機関である、一般社団法人千葉衛生福祉協会千葉診療所に委託しております。また、特定保健指導につきましても、一般社団法人千葉衛生福祉協会千葉診療所に委託しております。

○石井孝昭君

先ほど、答弁の中にありましたけれども、健診率の向上ということで、このJAグループ、いわゆるJA厚生連との連携の協議が進んでいると、このようにお聞きしております。このJAグループとの連携は具体的にはどのような対応になっているのか、現状をお聞かせいただきたいと思ひます。

○国保年金課長（吉田正明君）

これまで健診につきましては、ただいま市長が申し上げましたように、一者随契というような形の中で行ってまいりましたが、なかなかその健診の受診率が上がらないというのが実情という中にありまして、新年度からは、JAの組合員さんを対象に健診を行っております事業者の方と契約をいたしまして、そのデータの提供を受けて、健診の実績の方へ取り込めるといふような形の中の予算の方を新年度の方に計上させていただいているところでございます。

○石井孝昭君

いわゆる農家、JAの行っている健診と八街市が協定を結んで、JAで行った健診が八街市

の検診にコストオンするという理解でよろしいですね。

この受診率に反映するという、この取り組みというのとはとてもすばらしい情報提供だなど、このように理解をしております。今進めている千葉診療所さんのほかに、JAグループとのこの関係はとても有益なのかなと、このようにそれを聞いて思った次第であります。検診率の向上がこれで数ポイント影響しているのかなと、このようによく考えているんですけども、農業分野だけではなく保険分野でも、このJAとの連携が出てくれば、今回のJA健診が八街市の受診率に反映するという、このすばらしい取り組みがさらに進捗していくものというふうにつながると思いますけれども、今後についてはいかがでしょうか。

○国保年金課長（吉田正明君）

ほかにも、今契約しているところ以外に健診を行っている事業者さんがあるということは、当然こちらの方としても承知をしているところでございます。たまたまこれまでは、ほかの健診と同一会場でできるということから、1社の事業者の方と契約をする中で実施をしてきたところでございますけれども、今後は、そういった他の事業所さんで行っております健診の実績というものも踏まえながら、特定健診のあり方につきましては十分検証してまいりたいというふうに考えております。

○石井孝昭君

よろしく願い申し上げます。

次の質問に移ります。

国保保険者による医療費適正化への取り組みなど、保険者機能の強化を促すインセンティブ観点から、適正、かつ客観的な指標に基づき、都道府県や市町村ごとに保険者としての実績や取組状況を点数化して、それに応じて国から交付金を交付するという一方で、国保の財政基盤を強化する制度として、保険者努力支援制度が平成30年度から本格実施をされるということでお聞きをしております。この保険者努力支援制度の現状と課題について、八街市のお考えはいかがか、ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

保険者努力支援制度は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が、平成27年5月29日に公布されまして、医療費適正化への取り組みや国保固有の構造問題への対応を通じて、保険者機能を発揮することによりまして、国保の財政基盤を強化する観点から、適正、かつ客観的な評価指標に基づき、保険者としての努力を行っている評価される都道府県や市町村に対して、交付金が交付されるものでございます。

保険者努力支援制度の評価指標につきましては、保健事業を含め多岐にわたっておりますので、一部では達成できている評価項目があるものの、全般的には低い得点状況であることから、今後は可能な事業から体制作り着手してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

ありがとうございます。

質問4に移ります。

八街市副次核としてJR榎戸駅橋上化・東西自由通路完成後の周辺地域活性化についてご質問いたします。先ほどから、質問の中に何名か出ておりますけれども、1月21日、JR榎戸駅が供用開始となりました。東西の自由通路も完成し、榎戸駅利用のお客様は、待ちに待った新駅であろうというふうに思っております。私が調べたところによると、榎戸駅の利用者は、1日約2千100人前後の利用があるというふうにお聞きをしております。

そこで、お伺いいたします。八街市副次核としてのJR榎戸駅橋上化・東西自由通路完成後の周辺地域活性化策について、ご質問いたします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

JR榎戸駅橋上駅舎・東西自由通路は、誰もが利用しやすいバリアフリー機能を備えた駅を目指し、平成17年11月から、整備についてJR千葉支社と協議を重ねた結果、本格的に国の社会資本整備交付金を活用した都市再生整備計画に基づきまして、平成26年度より用地買収に取りかかり、その後、本体工事に着手し、本市の長年の悲願でありました榎戸地区の東西のかけ橋となる駅橋上化を含めた自由通路が完成し、本年1月21日に、供用開始の運びとなりました。

また、実施にあたり、魅力ある都市空間の形成を目指して、平成13年度に、地域の皆様により発足された「榎戸駅周辺まちづくり勉強会」を経て、平成19年度に設立されました「榎戸駅周辺整備促進協議会」のご協力をいただき、特に故湯浅祐徳市議会議員や、故押尾巖市議会議員には、一方ならぬご高配をいただいたところでございます。

市としましても、榎戸駅周辺地区につきましても、本市の副次核にふさわしい拠点性の向上と、安全・安心な街づくりの推進として、駅及び駅前における交通の利便性の向上を図り、また、住民による街づくり活動の活性化を促すために整備を進めてきたところでございます。このようなことから、今後は、現在行われている「八街市総合計画2015後期基本計画」の策定を通しまして、街づくりに関する市民の意向を十分把握し、今後の施策に反映してまいりたいと考えております。

○石井孝昭君

榎戸駅利用者は、平成13年、2千768人の乗降客数平均をピークに、緩やかに減少をしているというふうにお聞きをしております。しかしながら、駅を利用する方々のニーズは高まっているものと思っております。

市長答弁にありましたけれども、平成26年の12月に、榎戸駅周辺地区の土地再生整備計画が策定されています。そこで、副次核にふさわしい拠点性の向上と、安全・安心な街づくりの推進として、首都圏のベッドタウンにふさわしい都市型住宅市街地の形成を目的と、このようになっております。東側には泉台、西側にはみどり台と、大規模開発として大きな住宅が形成されている。しかしながら、駅周辺の整備が立ちおくれており、以前から、駅利用者及び周辺住民より、駅周辺整備についての要望がございます。

榎戸駅を中心として、副次核の先導となる都市型住宅市街地等の面的な整備を進める。駅前については、商業、サービス機能の充実を図る。これは、八街市都市計画区域マスタープラン、平成16年に年に作られております。この整備計画は計画上ではされておりますけれども、地元、地域の声を聞いて都市計画区域マスタープランを改正して、時期に合った適切な駅周辺整備を策定していく予定はございますでしょうか。

○建設部長（江澤利典君）

現在のマスタープランの見直しということだと思いますけれども、現在行っている、八街バイパスや榎戸駅整備事業を終了するにあわせて、今後、街づくりに関わる方針を策定したいというふうに考えておまして、具体的には、平成33年度に県が実施する予定となっている、都市計画基礎調査の結果を、その辺を十分活用して、同時に、本市のマスタープランについても見直す方向で検討したいというふうには考えております。

○石井孝昭君

ありがとうございました。

最後の質問に移ります。

八街市におけるシチズンシップ教育の取り組みについてご質問いたします。

シチズンシップ教育とは、市民性、すなわち、市民としての必要な素養を育てる教育のことといわれております。

シチズンシップ教育は、1990年代頃から、イギリス、フランス、ドイツ、北欧諸国やアメリカなど、世界各国で進められてきており、近年は、日本でもとても注目されている教育の1つになってきております。

全国的に見ると、学校現場でもシチズンシップ教育を重要視し、市民性、すなわち市民としての必要な素養を育てる教育を育むことにより社会へ送り出していこうという動きが出てきております。シチズンシップ教育の必要性が指摘をされています。

そこでお伺いいたします。八街市におけるシチズンシップ教育の取り組みについてご質問いたします。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

シチズンシップ教育は、2002年、イギリス中等教育に導入され、日本では2006年、経済産業省から、「シチズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究・報告」が提出されるなど、近年、社会的に認知されてきた教育概念です。

市民一人ひとりが社会参加をしていくために必要な能力を身につけるための教育として、日本の学校教育においては、東京都品川区や神奈川県等で、先進地域における実践研究が行われてきております。

こういった研究例を踏まえ、今後、シチズンシップ教育は、政治や司法への参加教育、消費者教育、キャリア教育、道徳教育など、これまでも学校が取り組んできたことについて、参加型民主主義、行動する市民の育成という視点で、総合的に実践される内容になると考えて

おります。

教育委員会としては、本市が抱えるさまざまな課題を鑑みれば、若年層に対するシチズンシップ教育は大変意義深いものがあるものと考えております。

現在、本市小中学校においては、道徳科における郷土愛を育む授業、生徒会役員選挙における模擬選挙、八街っ子夢議会、中学生対象の租税教室、職業体験学習、情報モラル教育、健全育成講話などの実施など、多くの教育実践がシチズンシップ教育に値するものであると考えております。

引き続きこれらの教育実践の充実を図るとともに、今後も、全国のシチズンシップ教育研究実践校の研究成果や、文部科学省、経済産業省などの教育施策を注視し、情報収集に努めてまいります。

○石井孝昭君

ありがとうございました。

2問目に移ります。

「18歳選挙権」の実現や、新科目「公共」の設置、道徳教育の教科化、地方創生の実現に向けた学校地域協働の推進や、地域問題解決学習の広がりなど、シチズンシップ教育に関わる社会動向は大きな変化が見られます。

選挙権年齢が満18歳に引き下げられたこともあり、今後、その重要性は一層高まるだろうと私は認識しております。

こうした状況下だからこそ、さまざまな視点の人々と対話を通じ、見晴らしをよくした上で、自らの現場でどのような目的、目標を掲げて、どのような教育実践を参画推進、政策立案を行えばいいのかというのを考えていく必要があると存じます。

そこで、シチズンシップ教育の目標及び課題についてご質問します。

○教育長（加曾利佳信君）

答弁いたします。

シチズンシップ教育の目標は、社会と積極的に関わろうとする、よき市民の育成にある崇高なものでありますが、シチズンシップ教育の具体的なプログラム開発やカリキュラムのあり方などは研究段階にあり、今後のさらなる研究の深まりが待たれる段階であると言えます。

千葉県においては、小中高等学校における社会科、家庭科、道徳の授業を核とした公民教育の充実について、県教育委員会が言及しておりますので、八街市としては公民教育の充実をシチズンシップ教育と捉えております。

八街市において、シチズンシップ教育を実践していくための課題としては、人材育成、人材活用と教材確保があると考えます。

特に、この教育をより具体的で、実体験の伴う生き生きとしたものにするためには、学校外部の専門性を有する人材の確保と活用が必須です。

例えば、弁護士、税理士、社会保険労務士、選挙管理委員会などの行政担当者、消費生活相談員などが該当します。本市のように、外国人居住者が増加する地域の場合には、多文化共

生の視点を育成するためにも、国際交流協会のような関係団体との連携も必要になります。

また、シチズンシップ教育で活用可能な教材等の充実も必須です。文部科学省並びに金融庁、消費者庁、法務省作成による新教材の確保、市教育センターによる実践事例の収集、各種団体が保有する教材や事例集などのコンテンツ共有のあり方などを整備していく必要があると考えております。

教育委員会といたしましては、シチズンシップ教育について、今後も多角的に調査研究を進めてまいります。

○石井孝昭君

最後に1点だけです。

シチズンシップ教育は、リカレント教育から、八街市が行っている障害者教育、生涯学習がございまして。それで、シチズンシップ教育につながっていったものと理解をしております。

このシチズンシップ教育は、主権者教育と密接な関係があるというふうに思います。18歳選挙権に伴い、若者の政治的リテラシーや政治参画意識を育む必要があるとして、注目されているのが主権者教育でございます。

それでは、主権者教育とは一体何だろうかというのを考えてみると、単に若者を選挙に行かせるだけの教育ではないというふうに思います。低い投票率を上げるためだけに行う教育でもありません。

主権者教育とは、さまざまな理解の複雑に絡み合う社会課題について、できるだけ多くの合意を形成し、今とこれからの社会を作るために、政治に参画をしていくことを目指していく、政治決定プロセスに参加をしていく若者が、知って、学んで、意見を持ち、論じ、決めることという教育だというふうに言われています。

今日の読売新聞にはこう載っておりました。千葉大学の関谷教授は、投票率は、都市部は低く、農村部は高いという傾向が崩れ、全般的に投票率は低下している。有権者、皆で選んだ代表者とは実質的に言いがたい危機的な状況で、統一選挙も、今年は投票率は下がるだろうというふうに言われています。さらには、若者に対する政治教育を怠ったツケが回ってきている。子どもの頃から、自分たちの生活と政治が密接に関係していることを学ばせる必要がある、このようにおっしゃっています。まさしくシチズンシップ教育であります。

今年は統一選挙、参議院選挙、市議会議員選挙が行われます。今後、八街の教育、市民教育に対して、シチズンシップ教育を育み、主権者教育の推進を図っていくことに対して、最後、教育長、具体的なお考えをお聞きしたいと思います。

○教育長（加曾利佳信君）

お答えいたします。

今、議員の方からご指摘がありましたように、シチズンシップ教育というのは、八街市民意識、そして、市としての参画意識、そういうものが求められるものだと思ってございます。

学校教育、そして、生涯教育では、シチズンシップ教育という特別な枠を設けた事業というのもやっておりませんが、先ほども話しましたように、公民や道德等を含めまして、

八街市民である、その自覚を増やしていきたいなと思ってございます。

次年度の教育委員会の目標でもございます、八街市を支える人材づくり、その一環として、シチズンシップもこれから唱えていきたいと思ってございます。

○石井孝昭君

ご答弁ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（木村利晴君）

以上で新誠会、石井孝明議員の代表質問を終了します。

次に、代表質問に対する関連質問を許します。関連質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

関連質問はありませんので、これで関連質問を終了いたします。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩といたします。

（休憩 午後 3時15分）

（再開 午後 3時25分）

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日本共産党、京増藤江議員の代表質問を許します。

○京増藤江君

それでは、日本共産党の代表質問をさせていただきます。

まず、市長の政治姿勢についてご質問いたします。

安倍政権のもと、安保法制、戦争法、共謀罪、秘密保護法など、国民多数が反対する悪法を、数の力を使って、強行採決が常態化しています。沖縄に対する常軌を逸した強権政治を続けています。森友・加計疑惑の公文書の改ざん、働き方改革法をめぐるデータのねつ造、勤労統計の偽装など、うそと隠蔽の政治はひどくなるばかりです。

さらに、安倍政権は、憲法違反の大軍拡を進め、憲法9条改悪を狙うなど、戦争する国づくりへの危険な暴走を続ける一方、社会保障充実と平和を求める国民の願いに背を向け、2013年度から2019年度までの7年間で社会保障費を約4.3兆円も削減しました。このうち年金削減額は2兆円にも上ります。

結局、安倍政権のアベノミクスで儲かったのは一握りの富裕層と大企業だけで、貧困と格差が広がり、国民には景気回復の実感もなく、期待もできません。

昨年12月に日銀が実施した「生活意識に関するアンケート調査」によると、1年後の景気が今より「悪くなる」と答えた人は39.8パーセント。「よくなる」と答えた人の、7.8パーセントを大きく引き離しています。社会保障改悪など、国の悪政が続き、生活不安が増す中で、自治体には国の悪政から住民の暮らしを守るための防波堤となり、福祉策の充実

が求められています。

そこで、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。

貧困と格差が広がる中、予算編成にあたり、市民生活の実態をどのように把握されたのか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

新年度予算では、多くの市民の皆様方が望んでおります事業を盛り込み、「八つの街づくり宣言」と「5つの柱からなる公約」を基本とし、編成いたしました。

最初に、子育て環境の整備でございますが、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または、情操をゆたかにすることを目的とする施設として、以前より多くの要望がございました児童館の建設費を予算化いたしました。

また、子どもたちの安全、保護者の安心のための、小学校余裕教室を活用した児童クラブは、新年度では朝陽小学校に整備いたします。

待機児童対策としましては、私立小規模保育所の建設費を助成する予算を計上しております。

続いて、防災対策としましては、福祉避難所として整備するために、老人福祉センターのバリアフリー化工事などの予算を計上しております。

また、避難場所の整備としましては、けやきの森公園の整備費用を計上し、防災公園としての機能の充実を図ってまいります。

八街中学校屋内運動場につきましては、非構造部材耐震改修等工事費を計上し、子どもたちが安全に勉強できる環境を整備しております。

また、市民の皆様が快適でいられる環境を整備するために、老人憩いの家、図書館及び市役所第1庁舎の空調設備の更新経費を計上しております。

また、市民の暮らしの認識ということでございますが、さきの報道によりますと、日本の景気回復が戦後最長を更新したところとのことでございます。経済成長率はそれほど高くないものの、失業率や有効求人倍率は極めて良好で、企業収益も史上最高水準であるということでございます。

こうした数字を見ると、確かに国全体の景気はいいと言えるかもしれませんが、多くの国民の肌感覚では、それほど景気がよいという実感はないと思われまます。八街市民の個人所得の状況を見ますと、本市全体の約8割に及ぶ給与所得者の1人当たりの税額は減少傾向にあり、八街市を含めた地方では、依然として市民の暮らしは厳しい状況にあると認識しております。

このことから、平成31年度の当初予算厳正の基本的な考え方として、限られた財源の有効活用と、財政健全化に向けた取り組みをした上で、時代にふさわしい街づくりを推進するため、その指針となる基本計画、実施計画に基づく施策の展開を図る予算編成に努めたところでございます。

○京増藤江君

予算編成にあたっては、児童館や児童クラブの整備、保育所の待機児童解消策、それから、

高齢者施策の充実など、さまざまやっていると、そういうご答弁でした。

そして、八街市では、景気の実感は感じられない。市民の暮らしは相変わらず大変だ。このようにご答弁でした。本当にそのとおりだと思うんです。八街市でも、もう高齢になって本当だったらゆっくり暮らすべき、そういう年齢の方が、80歳近くなっても働かなければならない。先ほども申し上げましたけれど、年金が毎年削減されて大変な暮らしになっていく。そういう中での予算編成だったという、そういうご説明でございました。

次に、消費税増税による影響についてお伺いします。

10月に消費税増税が予定されておりますが、市及び市民生活への影響について具体的にどのように見ているのか、お伺いします。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

消費税増税による影響につきましては、代表質問2、川上議員に答弁したとおりでございますが、本年10月に、予定どおり消費税率が10パーセントとなりますと、歳出予算における影響額は約6千300万円増になると見込んでおります。

その他影響がある項目を申し上げますと、歳入予算では、8款、自動車取得税交付金が、消費税増税にあわせ自動車取得税が廃止されるため、前年度より38.9パーセント、2千800万円減の4千400万円の計上となっております。

それに伴い、環境性能に応じた車体課税として、9款、環境性能割交付金が新設され、1千600万円の新規計上となっております。

10款、地方特例交付金につきましては、自動車取得税の減収補填分や幼児教育無償化に伴う臨時交付金が増額となったことにより、前年度より181.8パーセント、5千819万円増の9千19万円の計上となっております。

また、13款、分担金及び負担金につきましては、幼児教育無償化に伴い、保育料は前年度より5千711万6千円の減となっております。

15款、16款の国・県支出金につきましては、幼児教育無償化に伴う、子どものための教育・保育給付交付金、幼稚園就園奨励費補助金、障害児通所給付費負担金が約3千258万1千円の増となっております。

○京増藤江君

この消費税10パーセントへの増税になれば、支出は6千300万円増えると。そのほかにも、さまざま国の方からも税制の改正などで増えるということなんですが、先ほどの川上議員への答弁だと、消費税が上がる前に、実施することができる事業は実施していくんだと、そういう答弁でした。

ですから、この差し引き、あるわけですが、消費税が増税されることによって市の事業費は増えていくわけですから、この2014年の消費税8パーセントへの増税を機に、本当に景気が悪くなっている。そういうことから考えますと、今回の消費税増税は引き上げてはならない。そういう警鐘が各界から出されております。

特に、消費税増税後の景気対策として計画されている「ポイント還元」などは、複雑でさらに貧困と格差を広げる。また、多額の予算が必要となる。

日本スーパーマーケット協会など3団体は、混乱が生じることへの懸念を表明し、見直しを求める異例の意見書を政府に提出しています。また、「全国の税理士有志の会」は、約400人の税理士が賛同する、「消費税10パーセントへの増税、複数税率導入に反対するアピール」を公表しています。複数税率導入に反対するアピールには、インボイス制度導入の中止も呼びかけております。

12月議会において日本共産党が提案した消費税中止を求める意見書は否決されたんですけど、増税するなら消費税ではなく、記録的なもうけを上げている大企業や富裕層に応分の負担を求めるべきであり、暮らしや営業を破壊する消費税増税は中止するしかありません。

地方消費税交付金は、前年度と比較しますと3千100万円の減額です。消費税増税で市の負担が増える一方、地方交付税交付金が減額となるのは本当に理解できません。

これからまた、市に対してもさまざまな負担が増えると思うんですけど、これは市だけではなくて、市民の暮らしにも大変なことになると思うんですけど、消費税増税による国保税などの収納率、現在も、大変、県内では低いんですけど、今後、これらの収納率に対しての影響はどのようにお考えなのか、伺います。

○総務部長（大木俊行君）

消費税増税につきましては、これは、国が示した、消費税増税の影響は受けないものとしたしましては、酒類、外食を除きます野菜、生魚、精米などの飲食料費、または、定期購読による新聞となっておりますが、それ以外の日用品などにつきましては増税の影響を受けるということになっております。

国はその対策といたしまして、住民税非課税世帯などにプレミアム付き商品券の販売を予定して、あと、子育て世帯につきましては、幼児教育無償化の実施により幼稚園や保育園の費用を負担するとしております。

このことから、市民生活への影響につきましては、各世帯の世帯員とか、あとは、支出の状況によって異なるということですので、一概には申し上げられないのかなというふうに考えております。

今、その関係から国保税の収納に関係するということでしたが、今、私の方から申し上げたとおり、各世帯の世帯員や支出の状況によって各ばらばらでございますので、影響が出るというふうにはこの場では申し上げられないと思っております。

○京増藤江君

さまざまですけど、実際にも八街市では市税や国保税、介護保険料、それから、75歳以上の方々が支払う高齢者医療保険料、本当に県下最悪の状況が続いているわけです。既に今までも続いている。それが、消費税を増税すればさらに暮らしが苦しくなって、払えなくなるんじゃないだろうか。こういう想像力を働かせなかったら、市民の暮らしを守ることができないと思うんです。

保育料などの無料化とか、そういうことは私は当然だと思うんです。消費税を増税しなくても、幼稚園や保育園、それから、さまざまな学校の授業料、大学生の授業料にしろ、本当に無料とか安くしていく、それが当たり前です。消費税を上げるからやっていくと、そういう問題じゃないと思うんですね。ですから、ヨーロッパなどではそういう教育の無償化などは、当たり前になっている。

ぜひ、消費税を上げるからするとか、そういうことでは市民の暮らしが大変な中で消費税を上げても、決して暮らしは守ることはできないと申し上げておきたいと思います。

次に、徴収のあり方についてお伺いします。

国民1人当たりの市税負担が増えている中で、国保税等も市民から「高過ぎて払い切れない」と悲鳴が上がっております。そういう中で徴収強化がされています。徴収にあたっては徴収強化のみではなく、市民生活優先に、市民生活の安定化を図る方向で実施を求めたいと思います。差し押さえた後の市民生活の実態をどのように把握しているのか、伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

市税等を滞納されている方に対しましては、税の納期限を過ぎた場合、20日以内に督促状を発付しなければならず、その後も納付がない方には、自主納付を促すために、さらに、催告書を発送したり、電話による催告等を行っております。

このような手続を経ても納付をいただけない場合や、納税相談において約束した納付計画をきちんと履行されない場合、また、完納までに長期間を要する場合などの際には、実態調査や財産調査等を行い、差し押さえ可能な財産が判明した場合には、法律に基づきまして、税負担の公平性の観点から差し押さえを執行することになります。

主な差し押さえのうち、給与等につきましては、国税徴収法で定められている差押禁止額を除いた額を差し押さえておりますが、医療費の支出が多いなど、特段の理由がある場合には、実態を踏まえた配慮をしております。

また、完納に至るまでの間に特別な事情が発生した場合には、その都度ご相談に応じさせていただきます。

生命保険につきましては、年齢や健康状態などにより、再度加入することが困難になることもありますので、差し押さえの取り扱いには十分に配慮しているところでございます。

預貯金の差し押さえにつきましては、換価により生活困窮に陥るとの申し出をいただいた場合には、生活状況などを確認させていただいた上で、生活に必要な額を解除するなどの対応をとっているところでございます。

また、滞納処分をすることができる財産がない方、滞納処分によって、その生活を著しく窮迫させるおそれがある方などに対しましては、各種調査を行った上で、客観的な事実に基づきまして滞納処分の執行を停止しております。

全滞納者の生活実態把握は非常に困難ではありますが、差し押さえ後も滞納税が残っていたり、新たな滞納が発生している方もおりますので、納税相談等を行いつつ、丁寧に対応して

いくよう心がけているところでございます。

○京増藤江君

滞納されている方々に対して丁寧な対応をしている、それから、差し押さえをした後も、医療の問題、それから特段の理由がある方々に対しては、生活状況の把握をして、さまざまな対応をしている、そういうご答弁でございました。

差し押さえした後に、本当に暮らしが困窮する、そういうことがあってはならないんですけど、しかし、その差し押さえをした後に、そういう丁寧な対応ができているというならば、差し押さえになる前に丁寧な対応ができるのではないかと。

日本共産党は、市民の暮らしの実態をつかみ、暮らしを立て直す相談体制を作るよう求めてまいりました。しかし、いまだに実施されておりません。差し押さえをしてから丁寧な対応ではなく、市民の暮らしが大変になりそうな、もう税金が納められないまで逼迫する、そういうときにきちんと対応すべきではないかと、この点について伺います。

○総務部長（大木俊行君）

差し押さえにつきましては、これは税の公平性の観点から実施をしております。差し押さえ後にご本人から相談をいただいた際に、医療費など、特段の事由に応じて配慮をさせていただいているところでございます。

また、全ての方に対する生活実態などの追跡調査は極めて困難であるとは考えております。差し押さえ後に、滞納税が残っている方や、新たな滞納が生じている方もおりますので、そのような方につきましては、実態調査や納税相談の中で状況を把握してまいりたいというふうには考えております。

今後も、親切、丁寧な対応に心がけたいと考えております。

○京増藤江君

本当に、例えば、給与を差し押さえる場合に、働く人の手元に10万円しか残らない。そして、家族には4万5千円しか残らない。本当に一生懸命働いているのに、そういう苦しい暮らしをしなければならぬ。そういうことをやはりさせてはならないと思うんですよ。市民の暮らしが困難にならないような、そういう徴収の仕方をぜひ実施していただきたい、そのように申し上げたいと思います。

次に、払える国保についてでございます。国保税の減免・軽減策の充実についてです。

国保は国民健康保険法で、公的医療保険としては、唯一、社会保障と明言されています。国保の加入世帯は、無職や自営業、非正規労働者の方が多く、所得が低いにもかかわらず国保税が高い。その要因は、国助金の削減、他の公的医療保険にはない世帯ごとに支払う平等割と、加入者全員から保険料を取る均等割方式、均等割を設けていることにあります。

さらに、2013年に、全ての自治体が旧ただし書方式に変更し、住民税非課税世帯なのに所得割が発生するという、生計費非課税の原則からの逸脱等により、国保税の保険料水準は協会けんぽの1.3倍、組合健保の1.7倍にもなっています。

八街市では、全世帯の41パーセントが加入している国保税は、印旛郡市中、8市町の中で

最も高く、収納率は県下最低クラスとなっています。本市において、給与や預貯金の差し押さえ等の徴収強化を実施しているにもかかわらず、国保税の収納率が県下最低クラスから抜け出せない。この理由は、低所得世帯に対する減免施策の実施がないからではないか。県内では、既に約21市長が低所得世帯に対し何らかの減免を実施しています。日本共産党は一貫して求めてまいりましたが、本市においても低所得世帯が国保税を払いやすくするために、国保税の減免対象について、生活保護基準を目安に恒常的低所得世帯を明記すること。及び国保法第77条による、国保税申請減免を市民の生活実態に合わせて認めるよう求めるものですが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国民健康保険税の応益割部分につきましては、所得区分に応じまして7割、5割、2割の法定軽減措置を適用し、低所得世帯における負担軽減を図っております。

法定軽減措置につきましては、引用する地方税法において、判定所得の算定における基準額が規定されているところでございます。

さらに、保険税負担を軽減する対策の1つとして、八街市国民健康保険税条例及び八街市国民健康保険税減免要綱にのっとり、災害に遭われた方などに対する減免制度がありますが、恒常的な低所得者に対する適用例がないのが現状でございます。

この減免制度の適用にあたりましては、税負担の公平性を図る観点から慎重な対応が必要と考えておりますので、他市の状況を参考に、適切に運用できるよう努めてまいりたいと考えております。

○京増藤江君

他市のことも考えた慎重に恒常的低所得世帯による減免をお考えくださる、そういう答弁だったと思うんですけど、もう県内では、既に幾つかの自治体で実施しております。もう十分参考にできる、そういう状況になっていると思うんですね。

昨年作成された八街市健康プランは、「健康と思いやりにあふれる街」をめざして、こういう副題がついております。

このプランによりますと、本市では65歳における平均余命と平均自立期間は、男女ともに、千葉県や全国平均と比べると短くなっています。

また、千葉県や全国の自殺率は減少傾向にありますけれど、本市は2014年以降増加している。さらに、本市の人口10万人あたりの自殺者数は、2015年、2016年は千葉県や全国と比べ高くなっている。八街市の自殺者のうち、地域の自殺の特徴の上位3区分の性や年代等の特性は高齢者であり、背景にある主な自殺の経路は生活困窮者であるなどと述べております。

こういうことから、八街市がすべきことは、生活困窮者の命、暮らしをいかに守るか、こういうところにあると思います。市長は昨年12月議会において、また、今日の一般質問の中でも、「笑顔あふれるドリームシティ・八街」、こういう言葉が出ました。

市長は、若い世代が将来に向けて夢を持ち、全ての市民が健康で充実した生活の中で幸せを感じ、住んでよかったと実感でき、故郷として誇りと愛着を持てるような街を作る。このように12月議会で表明されました。平均余命や自立期間が他の市町村と比べて短いという状況は、市長が目指す街づくりに反しているのではないのでしょうか。

自殺予防対策としても、健康増進策としても、低所得世帯に対する国保税減免施策の実施は大変有効であると考えます。早期の実施を求めたいと思います。もう既にほかの市町村では実施しておりますが、いかがでしょうか。

○国保年金課長（吉田正明君）

八街市の国民健康保険税の減免取扱要項の方にも、減免理由の1つとして、その他貧困により生活が著しく困窮し、市長が特に減免の必要があると認めたときという規定がございます。その減免の可否につきましては、単に生活に困窮をしているという理由だけではなくて、収入・無収入の申告書、あるいは、資産申告書、給与証明書などを添付していただきまして、預貯金の額や資産状況といったものを確認することによって、被保険者のおの生活全般の状況というものを精査した上で判断をさせていただいております。

その中で、その生活全般における対応が必要であるというふうに思われる方につきましては、当然、生活保護といったような施策につないでいるところでございますが。

しかし、恒常的な低所得者の方に対して、議員がご指摘のとおり、その生活保護基準に基づき減免を行っている実態ということも確かにあることは承知しております。

現在、こういった形で実施をしている自治体の要項等を参考にいたしまして、本市の対応状況というものをただいま精査しているところでございますので、今後は、市の国民健康保険運営協議会の方にもその辺を諮りまして、意見を伺いながら、なるべく早期の段階で、本市の減免措置というものについては改正案をまとめていきたいというふうに思っております。

○京増藤江君

ただいまの答弁は、やはり、ほかの市町村でも減免、恒常的な低所得者に対する減免を実施しているところもあるし、八街市でもどのようにできるか精査をしているということで、今後は運営協議会にもかけていくということですので、ぜひ、運営協議会の方にも、八街市の状況、それから、ほかの市町村の状況をきちんと説明されて、実施に向けて頑張ってくださいと思います。

低所得世帯に対する国保税の減免や軽減策が実施されるならば、国保税を納めやすくなり、早期の自信につながり、病気の悪化も防ぐことができる人もいますので、早期実施を求めておきたいと思います。

次に、資格証明書交付をゼロにということで、質問いたします。

平成26年5月31日現在、医療費の10割全額を病院窓口で支払わなければならない資格証明書交付世帯は217世帯、3.0パーセントでしたが、平成30年の同時期は4.0パーセントに交付率が上がりました。資格証明書交付率が年々高くなっております。具合が悪くても受診をためらい、病気を重症化させてしまう。そういう状況が強まっていると思

ます。

年金引き下げ、消費税8パーセントへの増税、物価高などで、生活に困窮している低所得世帯に対する減免施策が実施されていない本市だからこそ、高過ぎる国保税を払い切れない世帯に対し、受診抑制につながる資格証明書の交付をしてはならないと思います。資格証明書の交付中止を求めますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

資格証明書は、納期限より1年以上にわたって未納がある世帯に対して交付しておりますが、保険税を滞りなく納付されている方との税負担の公平性の確保を図り、国民健康保険の健全な財政運営を維持していくために必要な措置として、ご理解いただきたいと思います。

なお、資格証明書の交付に係る運用につきましては、国民健康保険短期被保険者証及び被保険者資格証明書等交付要領を定め、病気やけがで5日以上入院をしたときや、これに相当する場合は、特別な事情にあたるとして、資格証明書の交付措置を解除し、短期被保険者証を交付することとしております。

また、この要件に当てはまらない場合においても、納税相談などの中で、医療機関の受診が必要であると判断した場合には、短期被保険者証を交付するなど、柔軟な対応をしているところでございます。

○京増藤江君

先ほどから市長は、税負担の公平性の上から資格証明書の交付をしているんだと。税負担の公平性ということをおっしゃっておられます。

しかし、今の国保税、本当に所得に応じたものになっているのか。応能負担になっているのか。ここが問題だと思うんですね。やはり、八街市の収納状況を見ましても、所得が低い世帯ほど国保税の滞納が多い。そういう状況になっています。所得200万円以下が6割の滞納を占めているわけですからね。支払う方の公平性、それはあるかもしれませんが、所得の公平性、そこを考えなければ、市民の命を救うことができないと思うんです。

それから次に、子どもの均等割廃止についてお伺いします。

さまざま、国保税を安くしていくことが払いやすくなると思いますので、質問いたしますけれど、所得に関係なく課せられる1人当たり2万3千円を支払う均等割は、子育て支援に逆行しています。全国知事会や全国市長会が求めているように、廃止・軽減すべきものです。平成30年3月31日現在、18歳以下の被保険者数は約2千300人です。子どもの均等割廃止による総額は5千290万円できそうです。子育て支援の一環として、子どもの均等割廃止を求めますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

国民健康保険事業に要する経費は、国などの交付金による収入を差し引いた部分を、受益者負担という観点から、国民健康保険に加入する、被保険者の応分の負担で賄っていただくの

が原則でございます。

国民健康保険税の課税につきましては、4方式、3方式、2方式から選択することができますが、いずれの方式であっても、所得割と均等割については課税することとなりますので、一部の被保険者を課税対象から除外することはできません。

また、広域化による国保事業費納付金など、国民健康保険事業費の推移が不透明であることから、軽減や減免といった市独自の政策につきましては難しい状況でございますので、ご理解をお願いいたします。

○京増藤江君

最初の方で申し上げましたけれど、この均等割があったり、世帯ごとの平等割があるから、協会けんぽなど、ほかの医療保険制度よりも所得の割に高くなってしまふ、それが国保税の実態です。だからこそ、いかにして払いやすくするかということで、今、均等割なども自治体によっては、子どもの均等割は安くするとか、とらないとか、そういうことも、今、研究されたり進んでいるところもあります。いかにして加入者が国保税を払うことができ、健康を保つことができるか、そういう観点から私は質問をしてきたんですけど、ぜひ、八街市でもできるところからやっていただきたい、そう要望しておきたいと思っております。

次に、後期高齢者医療制度についてです。

保険料の特例軽減廃止による影響について具体的に伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の規定により、7割、5割、2割軽減のさらなる上乗せとして実施してきた軽減特例につきましては、平成31年10月からの軽減特例に係る国庫補助の廃止、消費税率引き上げによる財源を活用した介護保険料軽減の拡充や、年金生活者支援給付金の支給が開始されることから、これまでの9割軽減が8割軽減へ見直しされることとなりました。

この軽減の見直しによる影響でございますが、平成31年1月29日現在における9割軽減の対象者、2千39人をもとに算出いたしますと、1人当たり4千100円の増額となりまして、全体で835万9千900円の増額となります。

○京増藤江君

1人当たり4千100円の増額になる。本当に、今、高齢者の暮らしは大変です。消費税の増税や年金の引き下げ、そして、物価高。そういう中で、4千100円の後期高齢者医療保険料が上がってしまう。大変な状況だと思います。

そこでお伺いします。

75歳以上を別枠の医療保険に囲い込んで、負担増と差別医療を押し付ける後期高齢者医療制度に対し、うば捨て山だと怒りの世論が広がり、2008年4月の制度導入時に保険料軽減の特例措置を設けざるを得なくなりました。各地の後期高齢者医療広域連合議会では、安心して医療にかかれるように、特例の継続を求める意見書が可決されてきました。

負担増の問題では、日本医師会から、年金生活者にこれ以上の負担をかけるのは反対だ。医療にかかれず重症化して寝たきりになることもある。アクセス制限したらいけない。このような意見が相次いでいます。

安心して医療にかかれるようにするには、特例廃止を撤回させる必要がありますが、市長は、10月からの軽減特例廃止による負担増について、どのように考えておられるのか、また、負担増の影響を最小限に抑えるために、市独自の軽減策についてのお考えを伺います。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

軽減特例の見直しにより、9割軽減の対象の方は平成31年度は8割、平成32年度は本則の7割軽減となりますが、介護保険料軽減の拡充、年金生活者の支援給付金といった措置が講じられることとなります。

そのほか、2割、5割軽減の、軽減対象となる、所得基準額の見直しをそれぞれ行い、被保険者の条件を拡大し、保険料の減額を行うなど、被保険者に急激な負担増が生じないように配慮がなされております。

また、全国市長会からも、後期高齢者医療制度における保険料軽減措置の見直しにあたっては、被保険者の負担感に十分配慮するよう提言しております。

○京増藤江君

被保険者に負担がかからないように、そういうことをしているというお考えなんですけど、しかし、4千100円引き上がってしまう。これについては大変負担感が大きいと思うんです。低所得の方が4千100円引き上がるわけですから。この4千100円の引き上げをする一方、後期高齢者医療保険料の保険料を引き上げる一方で、介護保険料の低所得者に対する軽減がなされるということなんですけれど、このことについては、私は問題があるのではないかなと思うんです。

後期高齢者医療保険というのは、国が特例軽減を実施してきました。しかし、介護保険の方は、市の方も負担をしているわけですから、介護保険の方の軽減がなされるということは、市の負担も増えるということになると思うんですけど、この点については大変問題があるのではないかなと思います。

結局、後期高齢者医療保険制度は引き上げになるけれど、介護保険料は低所得者に対して減らしていく、このことについて、市長会ではどのように意見が出ていたのか、お伺いします。市長にお伺いします。

○市長（北村新司君）

この後期高齢者医療制度の保険制度につきましては、先般も全国長会、千葉県市長会におきまして、後期高齢者制度の円滑な運用を図るために、特に、保険料軽減措置の見直しにあたっては、低所得者並びに被保険者の負担感が十分配慮するというところで、全会一致で決議しております。私どもはそうした中で同じような行動をしておりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

○京増藤江君

市長が言われていることは理解するんですけど、ただ、この介護保険制度と後期高齢者医療保険制度は、制度が全く別の特別会計となっています。そういう中で、この特例軽減、全額を、今までは国が軽減分を出していた、保証していた。しかし、今度は、その分を介護保険で補填する。そんな感じになるわけです。そうしますと、今まで市が負担しなかった分を、介護保険の軽減法については、国が2分の1、そして、県と市が2分の1、ですから、市は2分の1を出さなきゃいけない。そうしますと、市の負担が増えると思うんです。この点についてお伺いしているんですけど。

○国保年金課長（吉田正明君）

当然、ここの軽減部分に関しましては、市の負担というものが当然ございますので、その負担割合というのは、多分、4分の1になろうかと思えます。

当然、その軽減の部分の今回の国の部分の廃止によりまして、その市の負担の部分のところは多くなるということになろうかと思えますが、ただ、今回のこの軽減の縮小に関しましては、消費税率が、今回、10月に引き上げがある程度見込まれているというところがあるんですけども、最初、2年ほど前にやはりこの消費税の見直しというものがいうようになったかと思えますけれども、その当初から、この特例の軽減の部分に関しましては、その消費税率の引き上げの財源を活用して介護保険料の軽減の拡充、あるいは、年金生活者支援給付金の支給を行うことによってこの軽減特例については廃止をしていくんだということは、その当時から出ていた議論でございますので、この辺につきましては、国の制度ということで、ご理解をいただきたいと思えます。

○京増藤江君

消費税を増税するんだけど、後期高齢者医療の特例軽減はなくしていくと。本当に、この今までも消費税が始まってから、福祉がどんどん悪くなりました。そして、今度、10パーセントになっても、またこんなふうに。結局、後期高齢者医療保険料も引き上げられる。まして、今後は、75歳以上の医療費も現在1割負担の方が2割負担にされるとか、消費税増税が本当に高齢者の生活をさらに悪化させていく。そういう状況になります。まして、今回、特例軽減をなくしていく。消費税を増税すると同時になくしていく。本当に、とんでもないと思えます。

国民の反対を押し切って強行した後期高齢者医療制度は、保険料の特例軽減を実施することで発足させることができたようなものだと思うんです。高齢者が増え、医療費が増えれば、保険料が上がるこの制度に、国民はいまだに納得しておりません。まして、特例軽減を縮小して国の負担を減らすことに、国民の支持は得られません。高齢者だけを囲い込む制度は廃止するしかないのではないのでしょうか。

次に、子育て支援についてお伺いします。満18歳までの医療費無料化実施についてです。

18歳までの医療費無料化について、市長は「できるだけ早い時期での実施に努力する」と答弁されました。しかし、新年度予算編成では予算化されておりません。医療システムの構

築など、一定の時間が必要であるということなんですけれど、早期実施を願う市民の期待に応えて、今年予算化をぜひ求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（北村新司君）

答弁いたします。

子ども医療費助成制度は、千葉県内全ての市町村において、県の基準より拡大して助成しており、高校生までの医療費助成事業につきましては、平成30年10月現在、県内7市10町村で実施しております。

本市といたしましても、子どもの保健の向上と子育て世代を支援する子どもの医療費助成の重要性は十分認識をしておりますので、高校生までの医療費助成の拡充に向けて、資格要件の検討、既存システムの改修、医師会等の医療関係者との調整、保護者等の対象者への周知方法など、先進市町村の状況を参考にしながら、子育て世代のさらなる経済的負担の軽減を図るため、高校生までの医療費助成につきましては、できるだけ早い時期での開始に向け、努力してまいりたいと考えております。

なお、現制度では各市町村が独自に助成対象を拡大しているのが現状でありまして、このような地域間格差をなくすためにも、統一した制度の創設につきまして、県や国へ引き続き要望してまいりたいと考えております。

○京増藤江君

確かに、地域格差は本当になくしたいと思います。

それにしても、市長はやると決意されたわけですから、市民の方からは、高校生になると子ども手当もなくなって、子育てにさらにお金がかかる。高校生の医療費無用化を願っています。いつから実施するんですか。このように、市民の方からの期待が大きく高まっています。ぜひ、いつまでに実施するのか、その時期を早期に示していただきたいと要望しまして、質問を終わります。

○議長（木村利晴君）

以上で日本共産党、京増藤江議員の代表質問を終了します。

お諮りします。本日の一般質問をこれで終わりにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議はこれで終了します。

明日は午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

長時間ご苦労さまでした。

（延会 午後 4時15分）

○本日の会議に付した事件

1. 一般質問